政治経済講演會講演集　第四十三輯　昭和十二年三

クルト、ヨハセン博士及クラフト氏共著

ドイツ植民地問題

ロンドン
一九三七年

國政研究會

群馬県立図書館
中島文庫

7150

注 意 事 項

○資料は大切に扱いましょう。
○資料は転貸借はお断りします。
○15日間の期限に必ず返して下さい。
○資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
前橋市日吉町一丁目14-8
電話（0272）㉛3008番

No.

Kurt Johannsen and H.H. Kraft,
Germany's Colonial Problem,
London, 1937.

12,3,1 1

国政研究會 11·11·2000 10×20

No. 1

緒論

近頃の一般の問題世界中の輿論の注目は、世界の不平等の分配にむけられて来た。指導階級政治家の演説や、議会の討論者がによってもこの問題即ち領土分配の問題即ち再分配の問題が一般に唱道せられ、現状の改革が緊急の必要事項であるとの問題は、強調せられ、大人は、強調せられ、人は、これを重要なる問題として

11. 11. 2.000 10×20

る。人口に對應する、如何に迅うして國家の
世界大戰爭となりたるかを見て、經
濟に緊張せざるを得ない。
これ等の國家の經濟
平和が、戰爭に於ては、
に影響を與へざるを得ない。
有ゆる働く機會が與へられない。
事が、諸國を一つの決定的行動に移し、
に來た。これ等の問題は、世界の平和を
望む者共にとつて、重大問題である。

No. 3

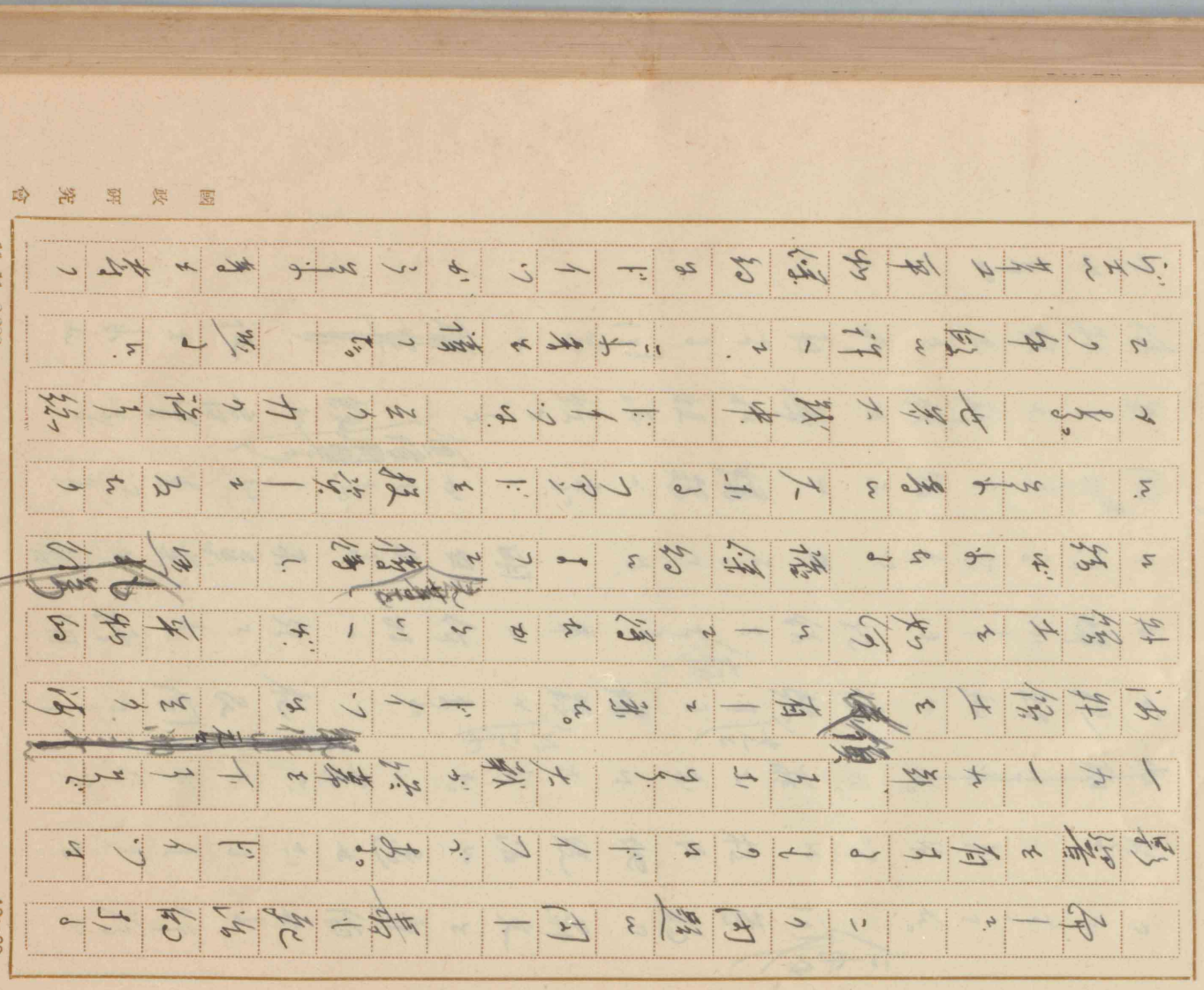

つゝあり。

刑法第九十条ノ二ハ、刑法第九十条ノ二ハ、刑法第九十条ノ二ハ、

ドイツの気候は悪しい。

とりわけ資源は乏しい。

一方ドイツの人口の密度と

とり増殖は

食料の大量を

輸入するとともに

戦後のドイツは

国内の

工業製品を

食って

この為を踏んで

来たのである

競争相手が増加し

たりと

殊に障害

となる。

貿易に加ったものが

国勢と

ともに

発展の

障害

となる。

洋船起重機

の

事が

急に

盛ん

となる。

今や起重機の

ドイツの

分の

対抗の

前

ようにこうした
ものを
一
一
枚
の
紙
面
を
繰
り
返
し
ては
ならない
ものである
一
一
一

一、
世界戦争の原因は未だ
世界戦争の原因は
[illegible]
[illegible]
[illegible]

No. 4

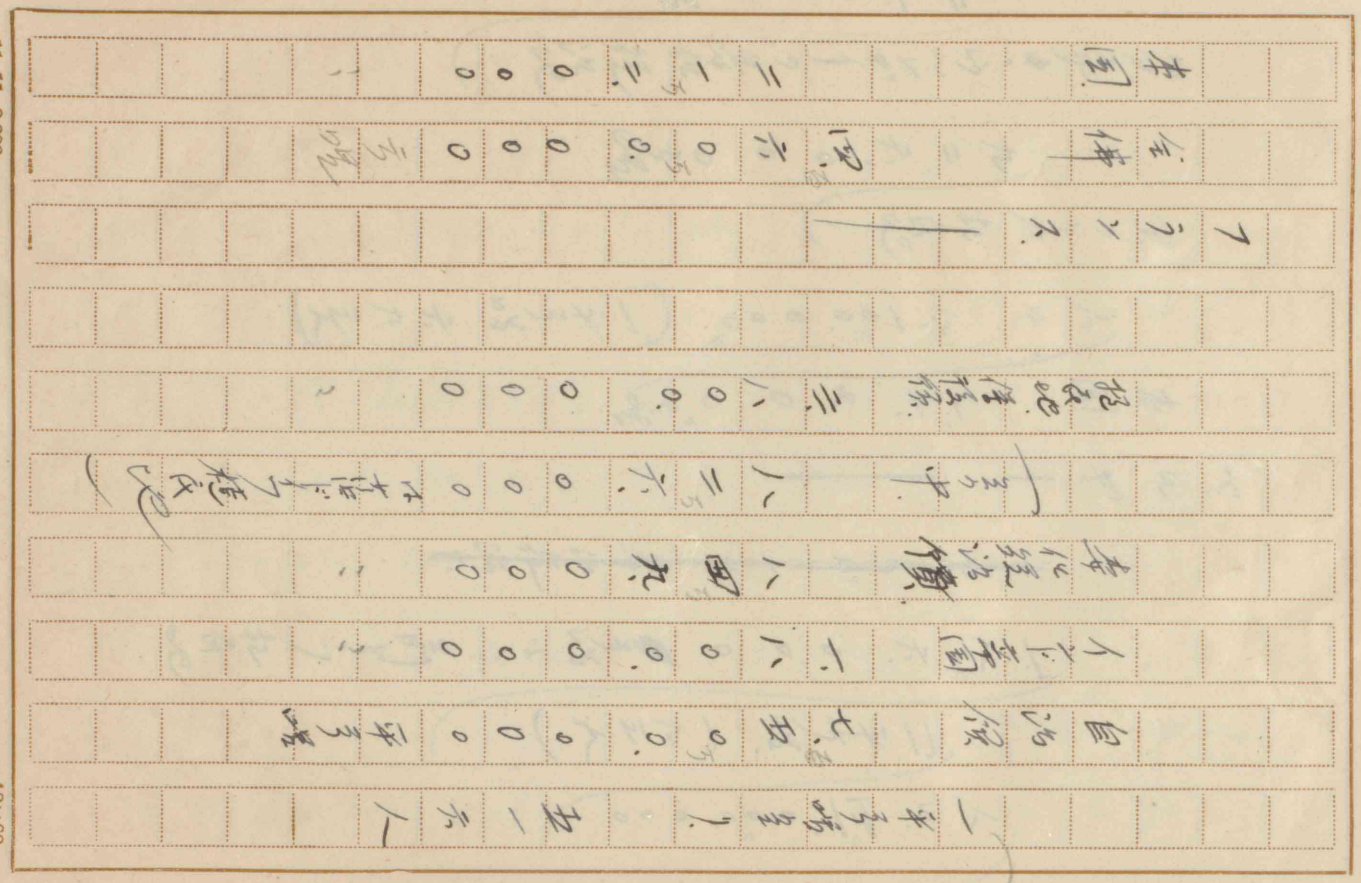

國政研究會 11·11. 2·000 10×20

國政研究會
11·11. 2,000
10×20

アジア諸国の三〇〇年戦争。

エチオピアと三〇〇年戦争。

ヨーロッパ人がアフリカに植民地を作ったのは、ほんの一〇〇年ほどの間。

アフリカ人は、ヨーロッパ人がやってくるまで、文字を知らなかった。

ヨーロッパ人は、アフリカ人を奴隷にして、アメリカ大陸へ送り、プランテーションで働かせた。

ヨーロッパ人は、アフリカ人を奴隷にして、アメリカ大陸へ送り、プランテーションで働かせた。

ヨーロッパ人は、アフリカ人を奴隷にして、アメリカ大陸へ送り、プランテーションで働かせた。

ヨーロッパ人は、アフリカ人を奴隷にして、アメリカ大陸へ送り、プランテーションで働かせた。

ヨーロッパ人は、アフリカ人を奴隷にして、アメリカ大陸へ送り、プランテーションで働かせた。

ヨーロッパ人は、アフリカ人を奴隷にして、アメリカ大陸へ送り、プランテーションで働かせた。

No. 11

エチオピアを入れ、ば、世界第三位の紀民地国となる

約トガ一

本国　三五、〇〇〇方哩

植民地　六七〇〇、〇〇〇方哩（植民地、一九人）

八〇〇、〇〇〇方哩

オランダ一

本国　一三、〇〇〇方哩

人口、八、〇〇〇、〇〇〇（植民地、六一五人）

No. 2

二、臣結值[illegible]
小学[illegible]三〇三〇〇〇〇〇
[illegible]
[illegible]
[illegible]

國政研究會
11·11. 2000
10×20

[illegible]

(四) [illegible]

三、[illegible]

(五)

[illegible]

[illegible]

東京堂製本
11·11. 2000
10×20

[illegible]

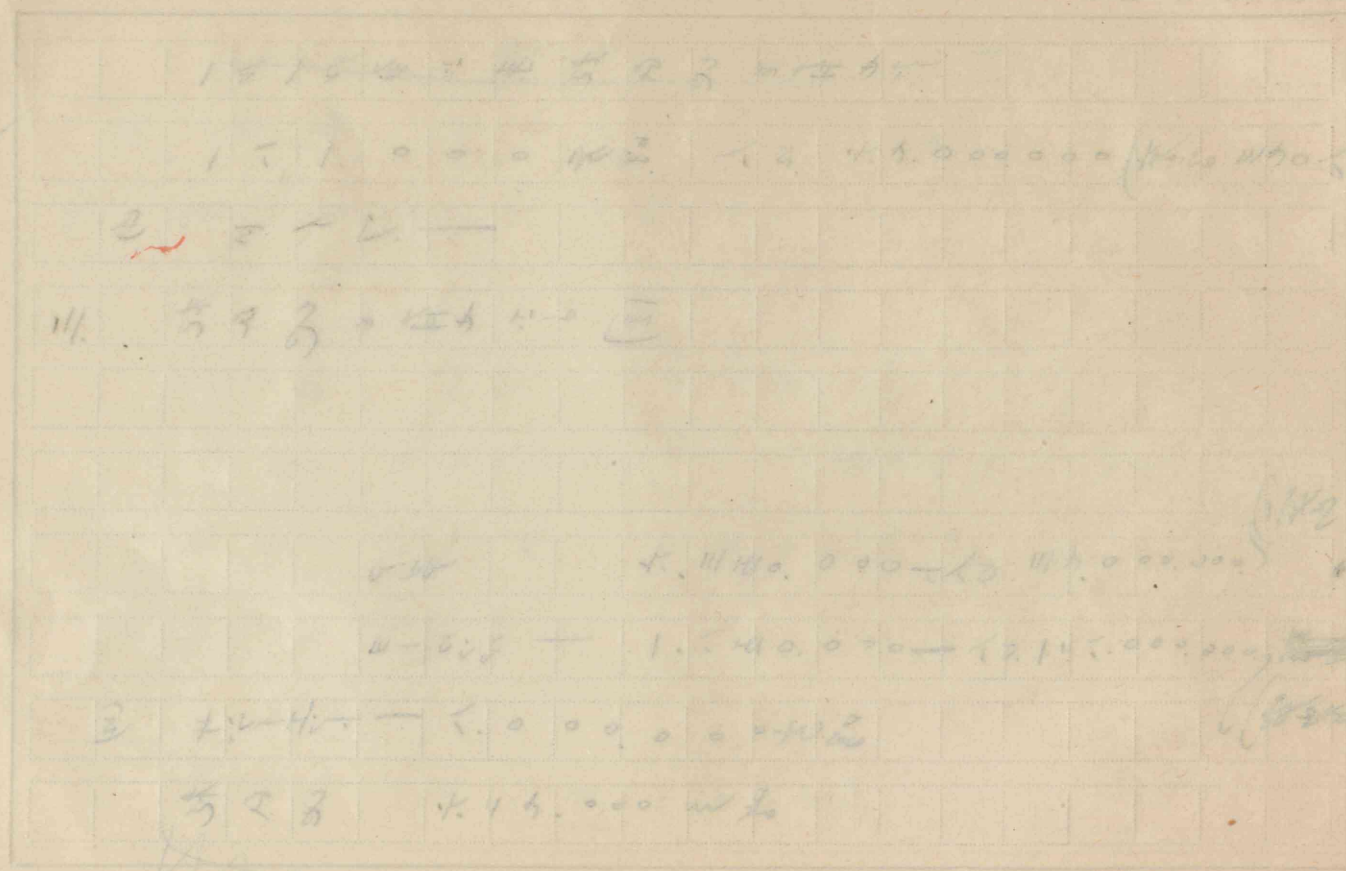

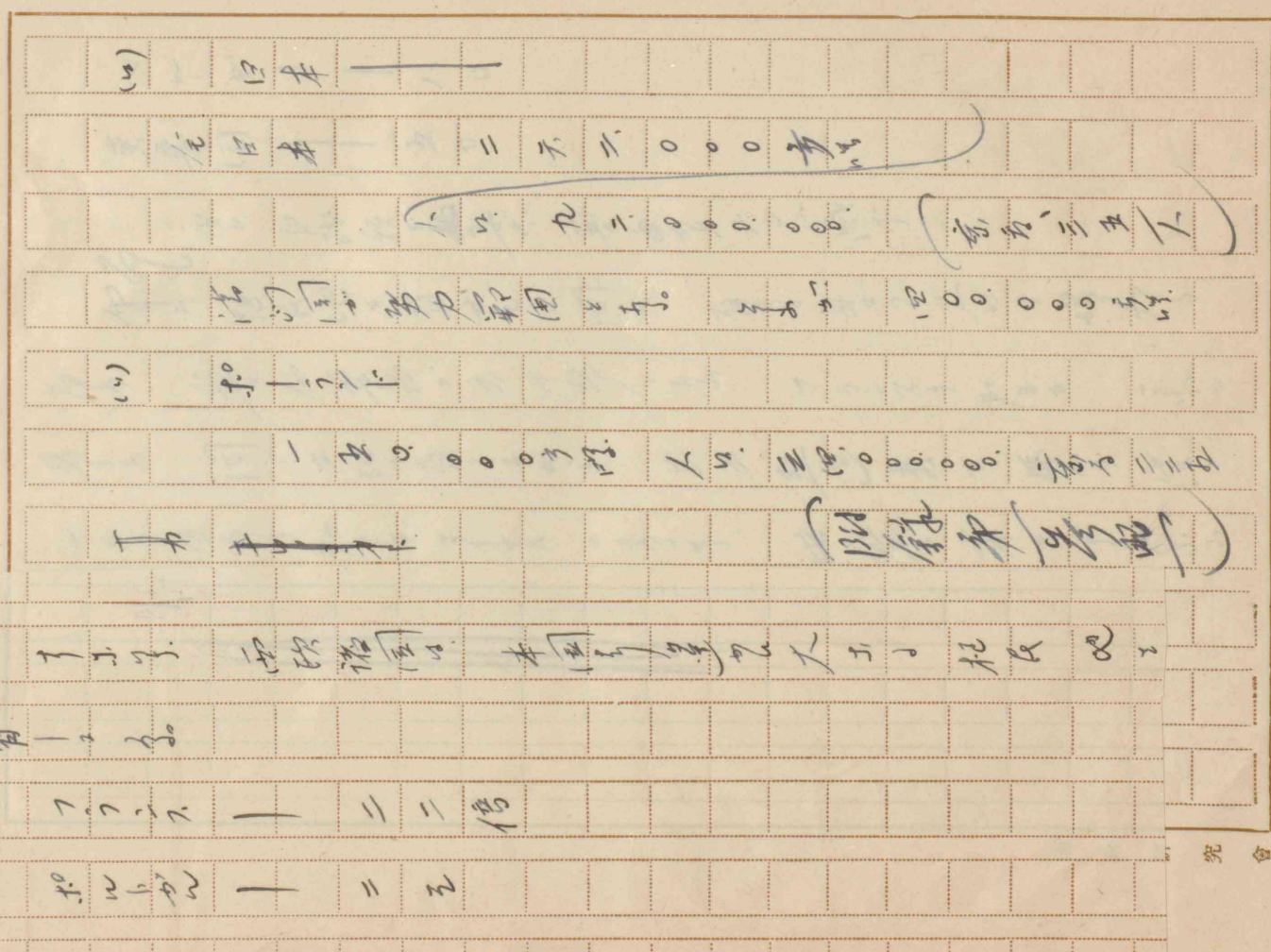

No. 5

國政研究會
11·11·2000
10×20

No. 16

一九三五年人口統計

	出産数	死亡数	超過数
ドイツ	一、二六一、二七三	七九一、九一二 (十)	四一九、三六一
イタリー	九九六、七〇三	五九三、九五八 (十)	四〇二、七四五
ポーランド	八七六、六六七	四七〇、九九八 (十)	四〇五、六六九
イギリス	七一一、八三九	五六一、二九八 (十)	一五〇、五四一
フランス	六三八、八八一	六五八、三五七 (一)	一九、四七六

國政研究會
11·11. 2000
10×20

おるまでは、滅亡せしめる二つの道があった

が、今日、超民地を保有する国家は被民を平

ットフォームとし、そのが改良される可能性もまた

低まる。かしの如き生産的政治的障壁は

著名なる学者が叫ばれつゝある経済的孤立主義の如

きは、全く無効なる制限を国境

障壁は高まり輸入制限が強化されるの

国際政治と経済とは密接な関係があることを

明かにせる。現在の緊張は、経済政策と政治政策とを強

調せられつゝある。

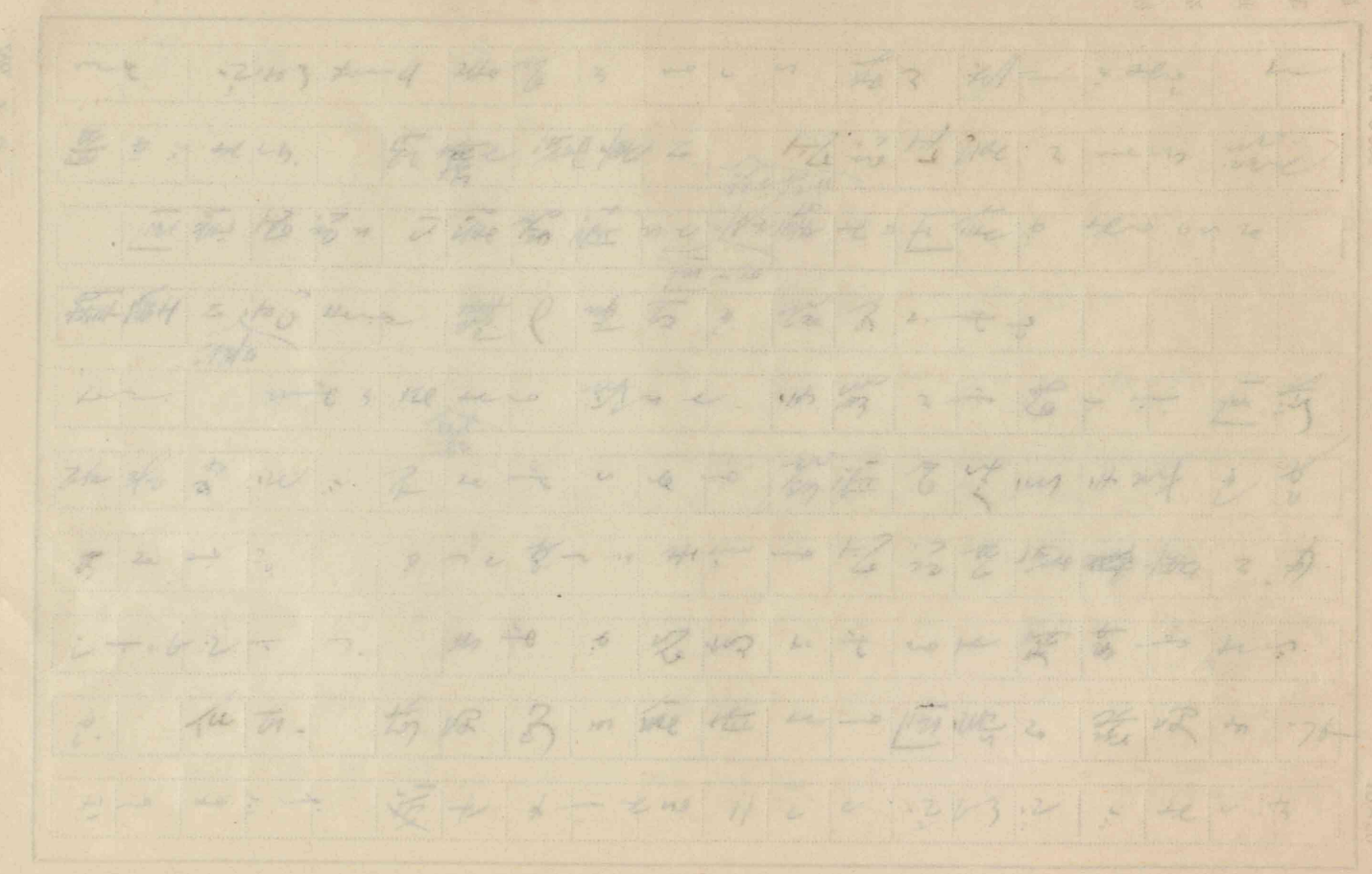

國政研究會 11·11·2000 10×20

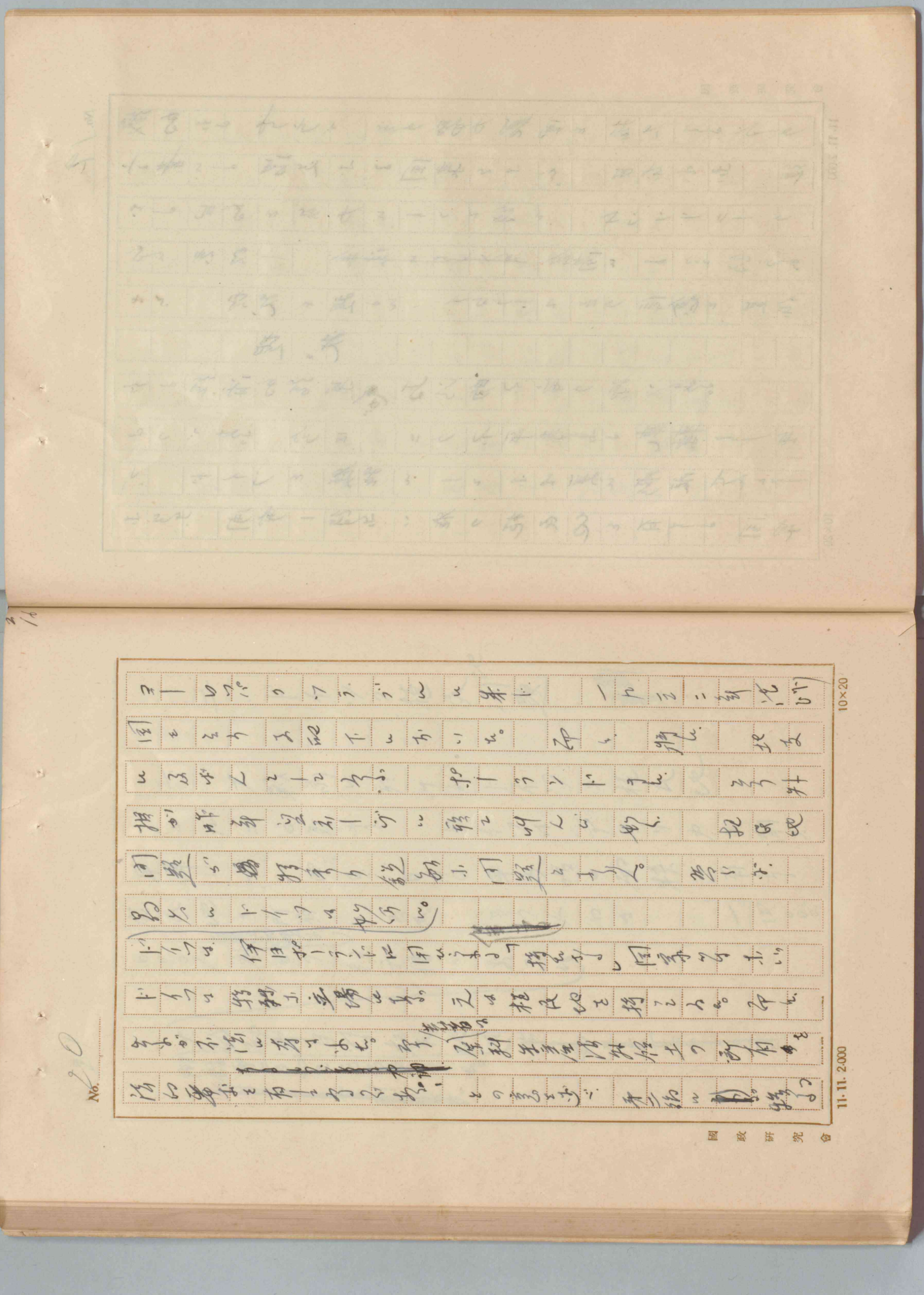

國政研究會
10×20
11·11·2000

二、ドイツの植民地問題

一、大戦前に於けるドイツの植民地

一九二〇年迄

ドイツは、アフリカと南太平洋に、一、一四〇、〇〇〇平方哩の面積を有し、植民地を所有して居た。

人口は、一、四〇〇、〇〇〇人あった。

本国面積は、〇〇〇

國政研究會 11·11·2000 10×20

No. 3

(一) 獨領東アフリカ

(イ) 大部分（タンガンイカ）→英三六三〇〇〇方哩

五〇三三〇〇〇人（ヨーロッパ人八三三八一ド

ッ人三一四九一 インド人三三四〇〇一 アラビ

(ロ) 小部分（ルアンダ、ウランディ）→白三一〇〇〇方哩

ア人七〇〇〇）

(二) 小部分（キオンガ）葡領東亜

三百五十万

(二) 南西アフリカ↓南阿聯邦
三二二、〇〇〇方哩、有色人三二八〇〇、白色人
三一、〇〇〇

(三) カルメン
(イ) 大部分↓佛 一六六、〇〇〇方哩 二百三十万
(ロ) 小部分↓英 三四、二〇〇方哩 八十万
(ハ) 残部↓佛（併合） 一〇四、六〇〇方哩

(四) トーゴー
(イ) 東部↓英 二〇、〇〇〇方哩 七十五万
(ロ) 西部↓佛 一三、〇〇〇方哩 三十万

(五) 太洋洲
(イ) ナウル↓英 九方哩

(ロ) 独領ニューギネア、ビスマルク、アルチペラゴ、ソロモン群島ト濠洲　九二、六〇〇方哩　四十六万

(ハ) 独領サモアトニュージーランド

(ニ) 赤道北部ト日本

(ホ) ドイツの現状

ドイツ本國ハ二七、〇〇〇方哩ヲ失ヒ、一八一、〇〇〇方哩ニ

附図参照

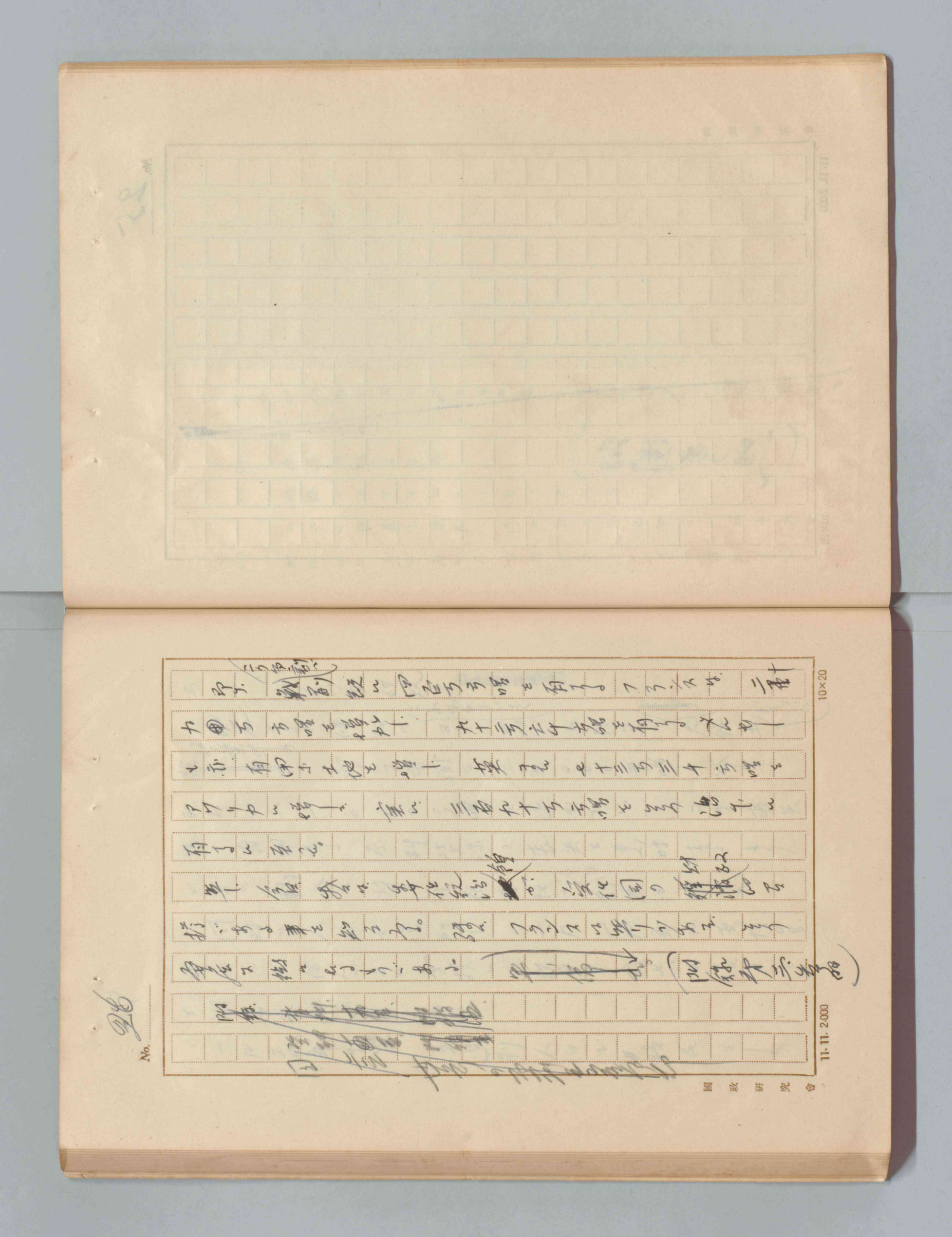

國政研究會
11·11·2000
10×20

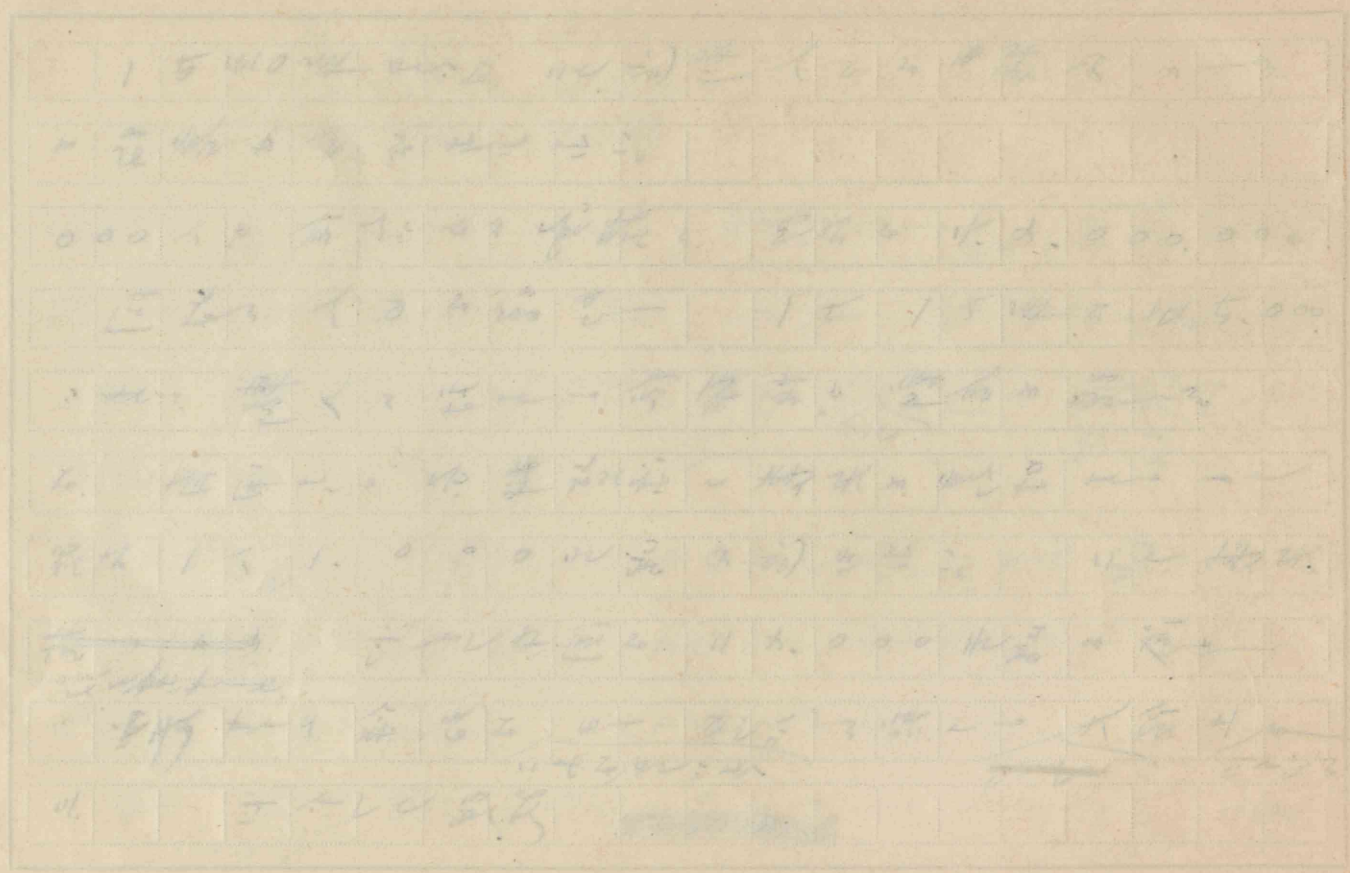

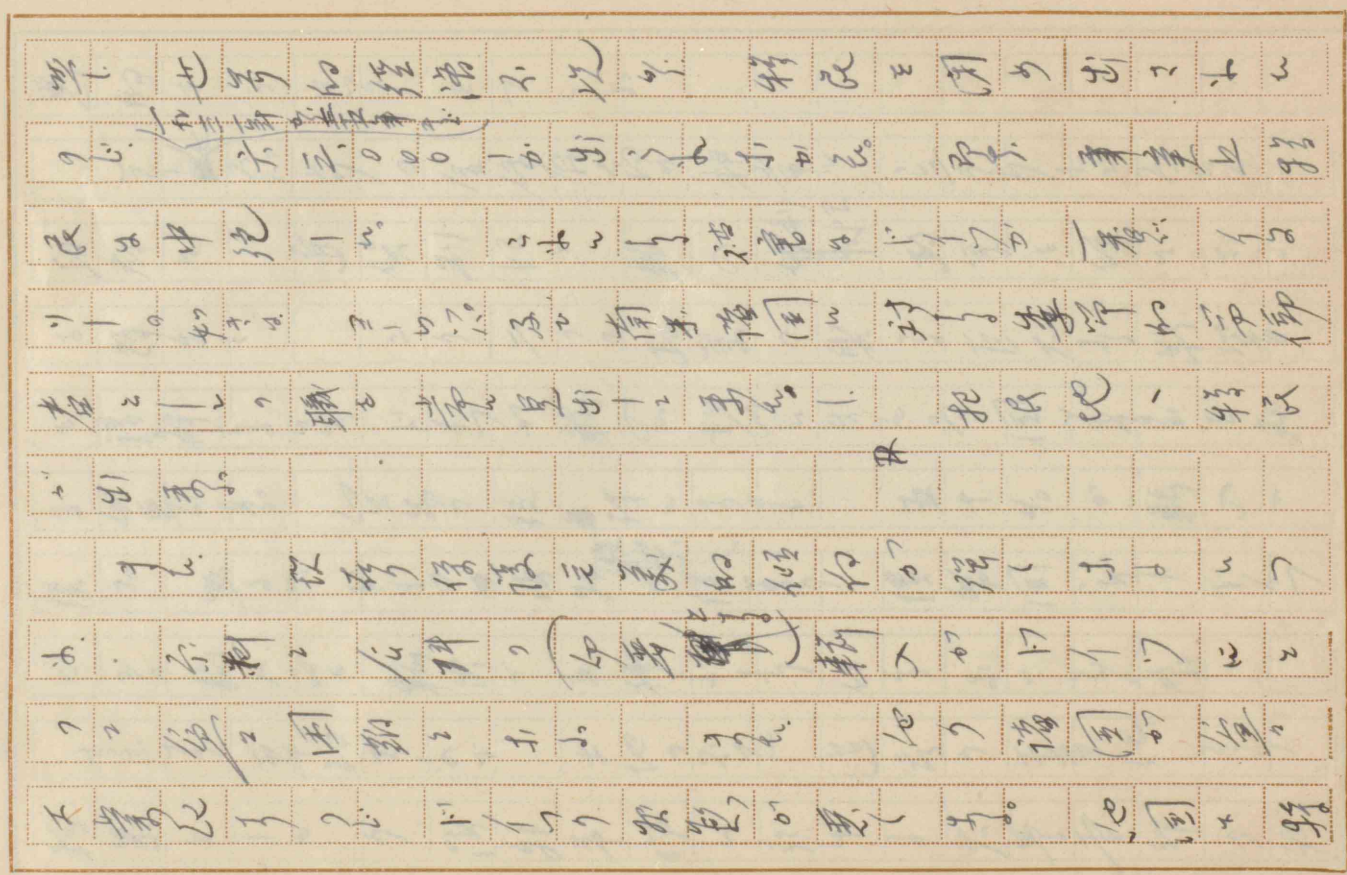

國政研究會
10×20
11·11·2·000

要約はつぎのとおり

ドイツ国の金融資本の非常に強力な利益政策を行なうに当たり、

政府は、通貨制度と軍需の

を強化する。

このような政策の與る巨大な影響

を強調する。ドイツが軍需品を物ものを国産品を知

る如き事である。金融資本は経済的に

強化する。五十%が軍需品

である。ドイツ中産外は債務国である。ドイツ

は、多額の軍需品を輸出する。

ますます、要約すれば、土地の不足、食糧の不足

結果として、外国市場に於ける大学者印の

No. 38

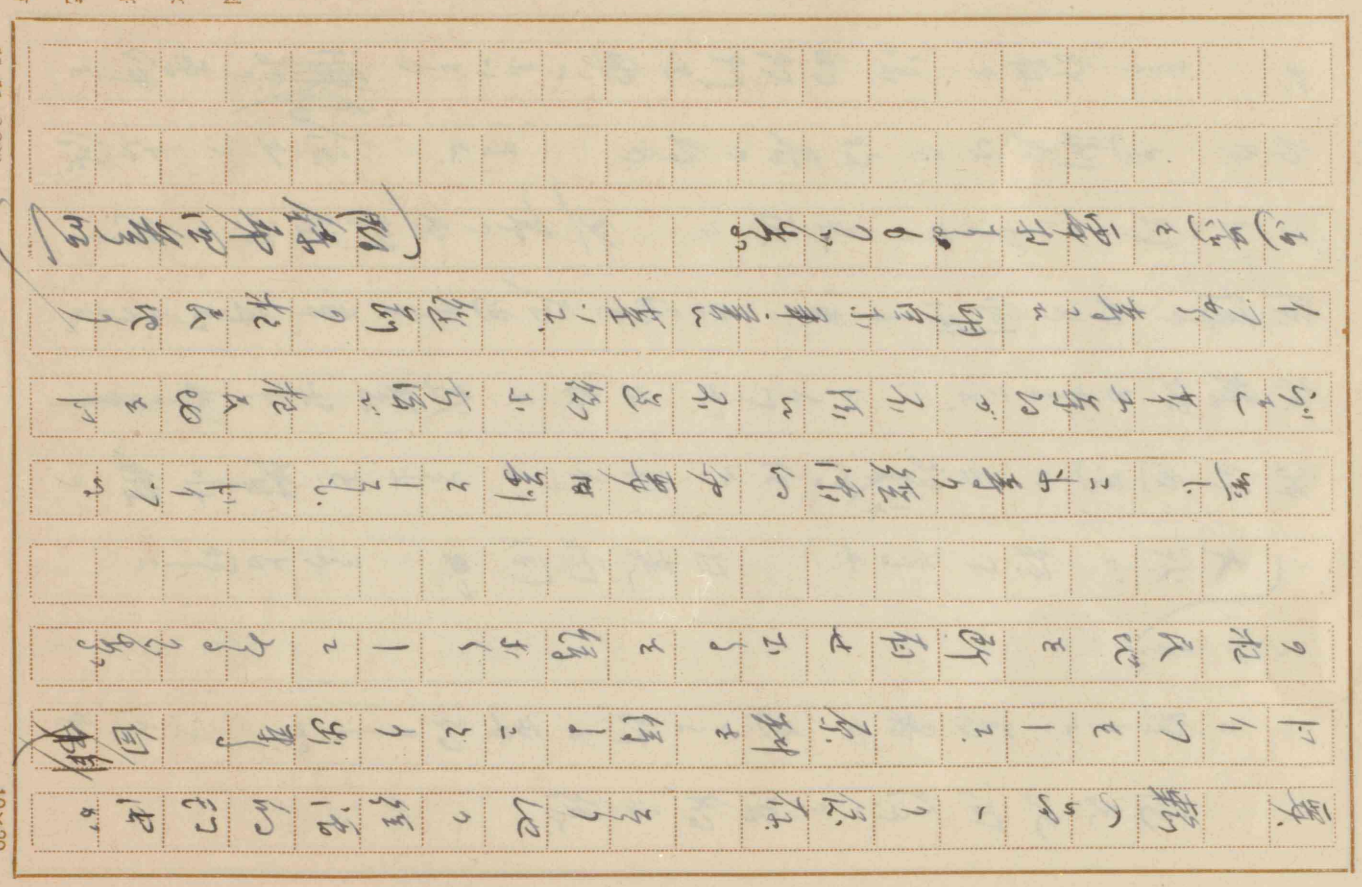

國政研究會
11·11. 2,000 10×20

No.

國政研究會
11·11. 2,000
10×20

No.

11·11. 2000　10×20

九月五日七日、英仏の[illegible]長官会議で今朝こ
おれて居る
ドイツが植民地を奪ってもらいたい旨申出た。ドイ
ツが植民国として無能力者であるから
植民地能力者にしようと
いう。
この移民
この移民を引っ込ませる。イギリスが[illegible]
南西アフリカ土民及び[illegible]ドイツの取扱ひに関する報告
が来る。
これに対し著者は、これを攻撃して
ヨク公共の福祉の為めに戦争を止めて、戦争は、主義制
のアフリカに於ける[illegible]植民家へ[illegible]

No. 98

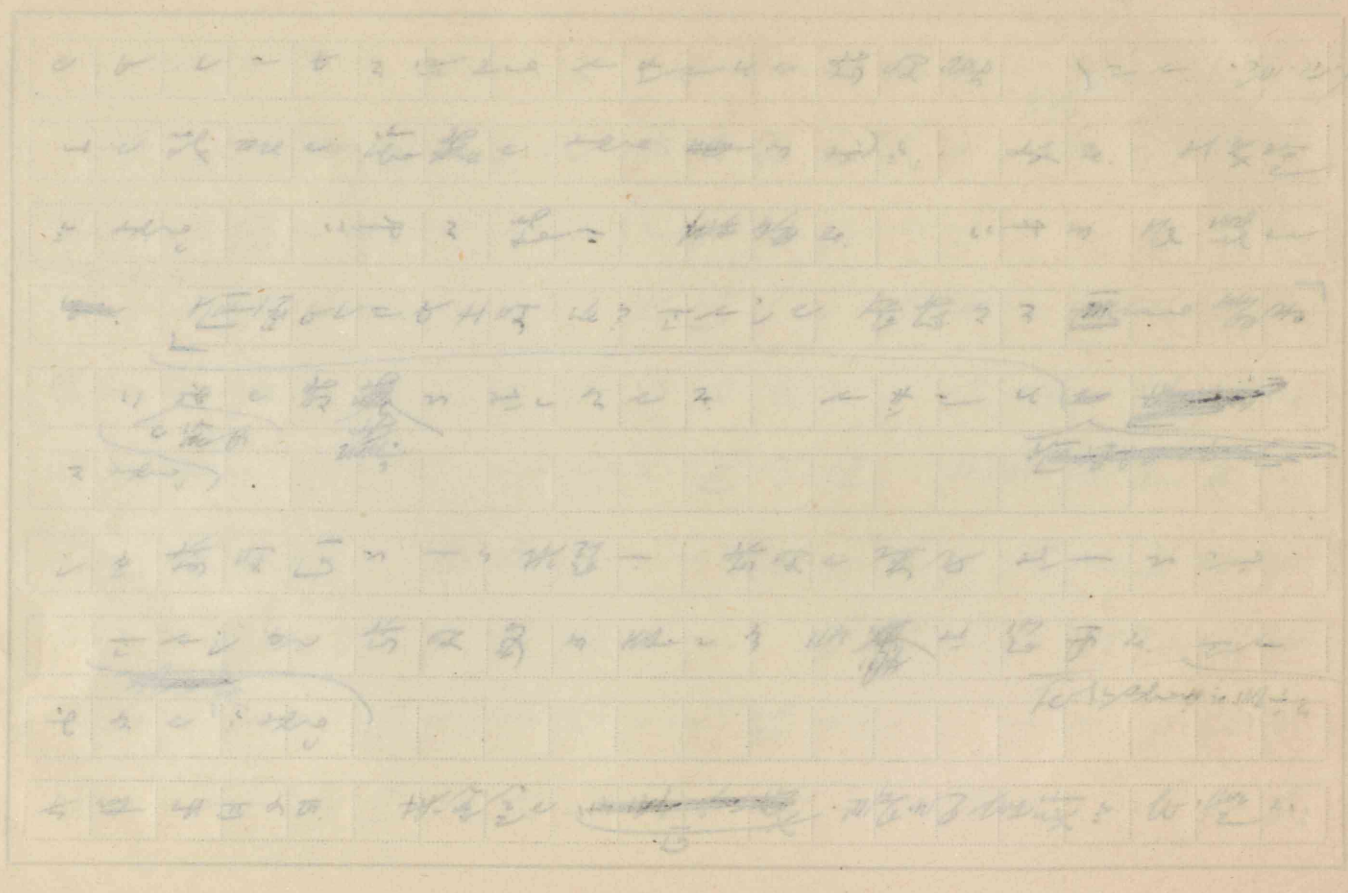

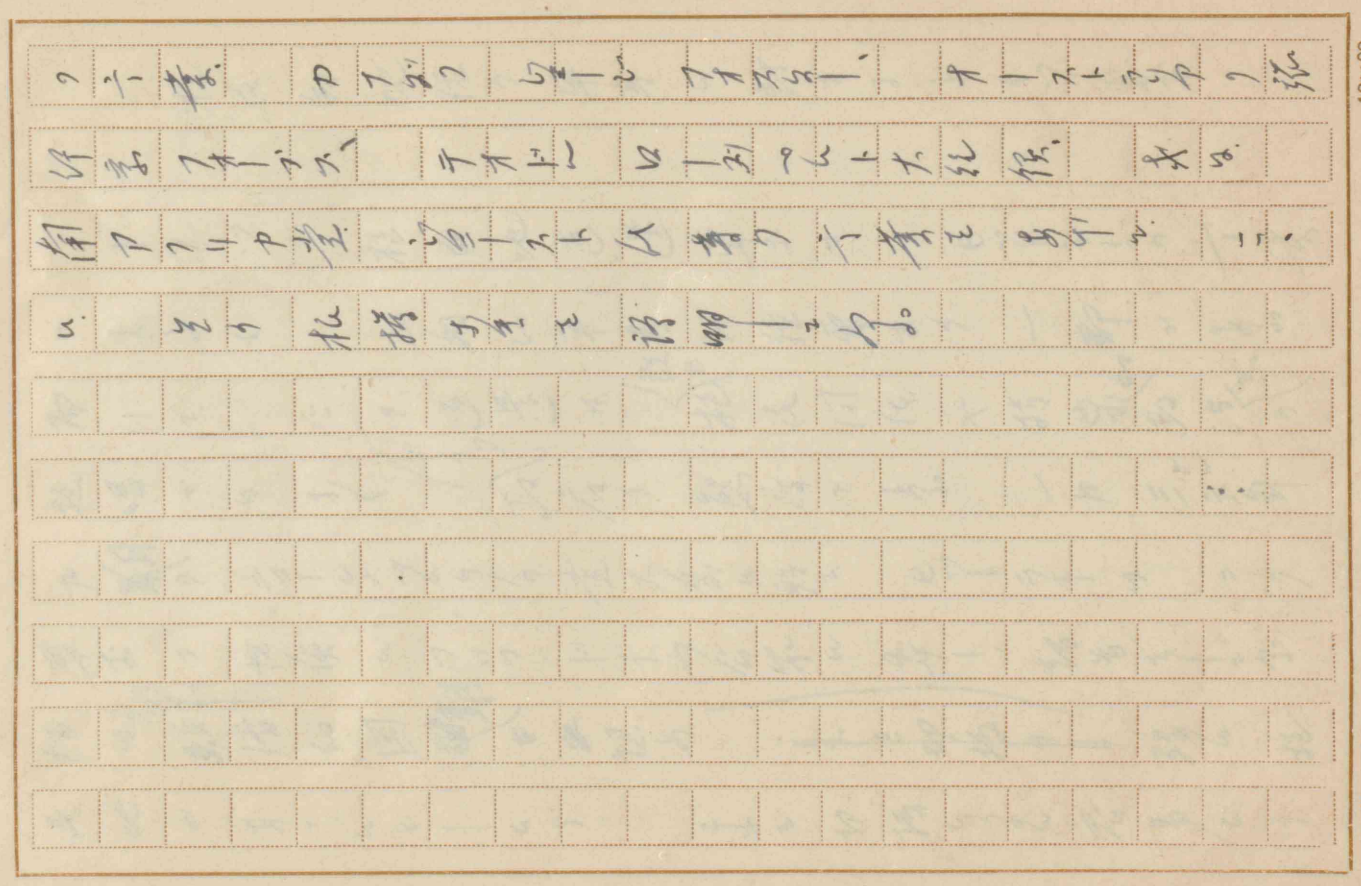

國政研究會
11·11. 2000
10×20

植民地問題ニ関スル要綱

ドイツ植民地返還要求ニ対スル一部ノ不安ヲ生ジタルモノ

いよいよ

一部ノ平等地位要求ヲ一部ノ不安

即チ

この返還は

植民国体ヲ持ツ政治家

植唱ヤ

政府ハ

ドイツ

九月

ニューレンベルクの学大会ニ於テ

ヒットラーハ

ニ

要旨ノ概略ニツイテ

ドイツ代表ニ第一報告ヲ

結ノ経済的国防

世界

ニトモ

強ク

植民地ガ

ナケレバ

ナラヌ

ナラヌ

ドイツ代表ハ

ヒトラー

No. 98

11·11. 2000 10×20

No. 85

[illegible]

[illegible]

[illegible]

No.

國政研究會
11·11·2·000
10×20

No. 1/8

10×20
11. 11. 2,000
國政研究會

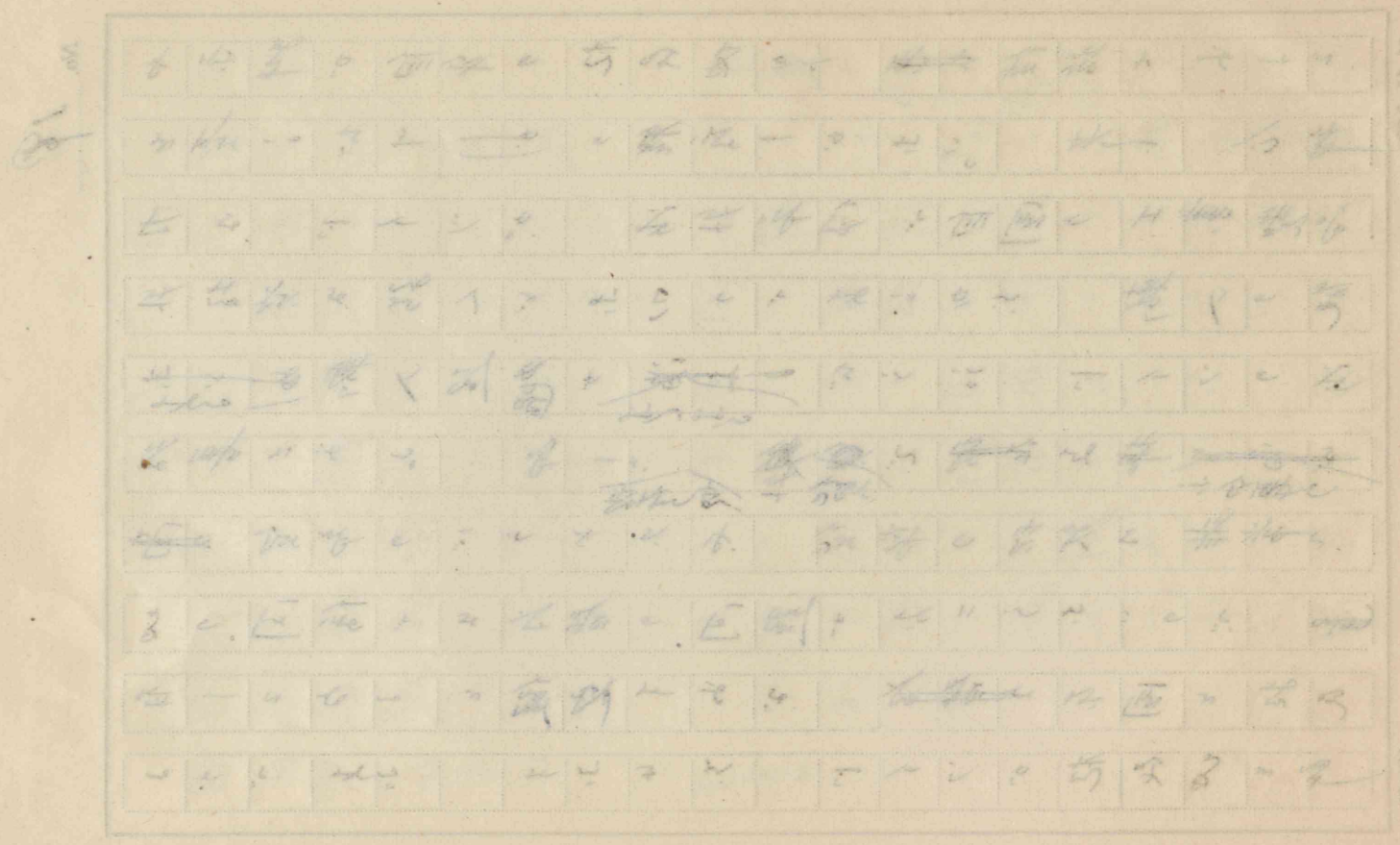

國政研究會
11·11. 2000
10×20

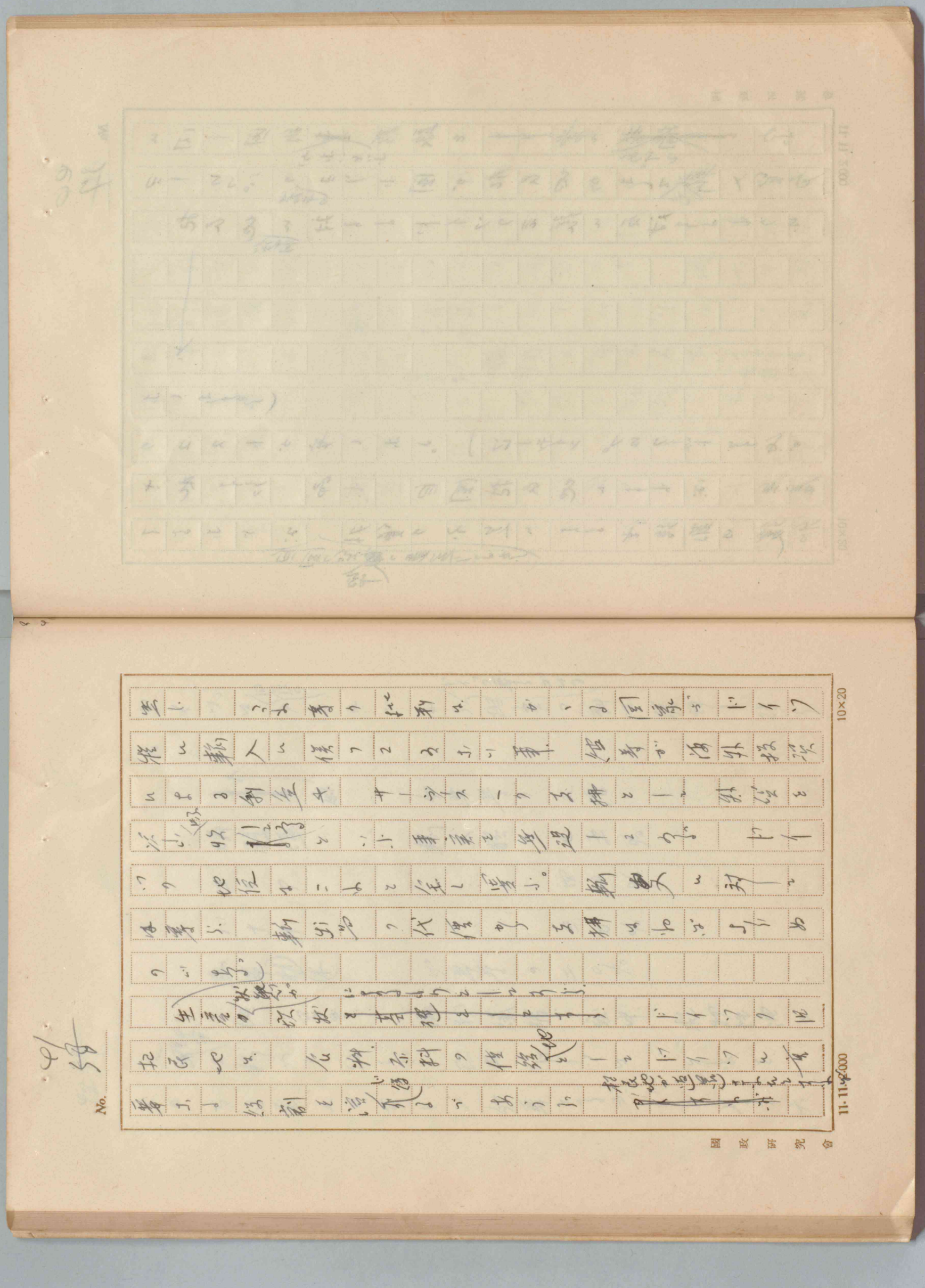

國政研究會
11·11·8,000
10×20

10×20
11·11·2000

No. 27

10×20
11·11·2000

命の一は、[illegible]いづれも拓殖省が引き

次の物價は既に旧独領から輸入されてゐる（價格の大小順）

(イ) 独領東アフリカー麻、コーヒー、棉花、金、落花生、獣皮、椰子油原料、蠟、胡麻、小果物、棕櫚、棕櫚繩、錫鑛、蜜蠟、ダイヤモンド

(ロ) 南西アフリカー、野猫皮、ダイヤモンド、家畜、ダー、保藏魚、ヴアナジン、錫、魚類、羊毛、羊皮、山羊皮、牛皮、冷凍肉、チーズ、銅鉱、鉛、鯨油、

(ハ) カメルン（葵）バナナ、ココア、棕櫚油、ゴム、櫚（佛）ココア、棕櫚、コーヒー、棕櫚油、竹木、バナ、ゴム、家畜、獣皮、ダバコ、

(ニ) トーゴー｜コ、ア、棉花、棕櫚、椰子油原料、

No. 44

(チ) (ト) (ヘ) (ホ)

獨逸、
サ、ナ、ミ
モ、ル、ク
ア、ウ、ロ
ニ、ヌ、ネ
ユ、ー、シ
ギ、ー、ア
ネ、椰子油、（日
ア、麻酸塩、
了、原料、
金、ー
コ、九
コ、三
ア、四
豆、年
に、
四、一
ハ、八、
ナ、九、
ナ、五
コ、。
コ、料
ナ、砂
ツ、糖）
ヒ、
ー、
ー、
コ、
ー、
原料、
油、
子、
椰、
絹、
絹、
綿、
郵、
子、
油、
原、
料、
砂、
糖）
茶、
玉、
羊、
肉、
牛、
領、
独、
油、

11·11·2000 10×20

ドイツの植民地問題の研究者は、大戦前行
業が盛んになるにつれ、ドイツの植民地政策の迎期に熱中する。
と言ふことは、事実を云つてゐるに過ぎない。
イツ植民地よりの産物輸出は
一九〇八年の　二千七百三十六万〇〇〇マルクの
一九一三年の　一億六千三百万〇〇〇マルク
と倍加して居る。
大戦後手切金を貰ひ、輸出の使
途は一九二八年に二億三千〇〇〇万マルクとなつたに過ぎない。
ドイツの治下に於ける植

No. 46

No.

國政研究會
11·11. 2000
10×20

No. 681

あるべきあらず　信濃国の物価の統計

三〇〇〇万至四〇〇〇ミリオンフランスアリ

ベきものなり　五〇〇〇万至五〇〇〇ミリオンが、ドイツ支配下いまるとしたがが修行さるる事ハフランスレトハ非常ニ高キモノ

而シテ　よく研究セシ

みなば　かゝる生産額ハ十年以上遡ル能ハザル

修行ハ修ル是ハ

ベきこと　ハ

ガ多キ　ニ

ガ出来ル　ハ

ヒ　ハ

ヒ　ハ

ヒ

No.

10×20

11·11·2·000

國政研究會

No.

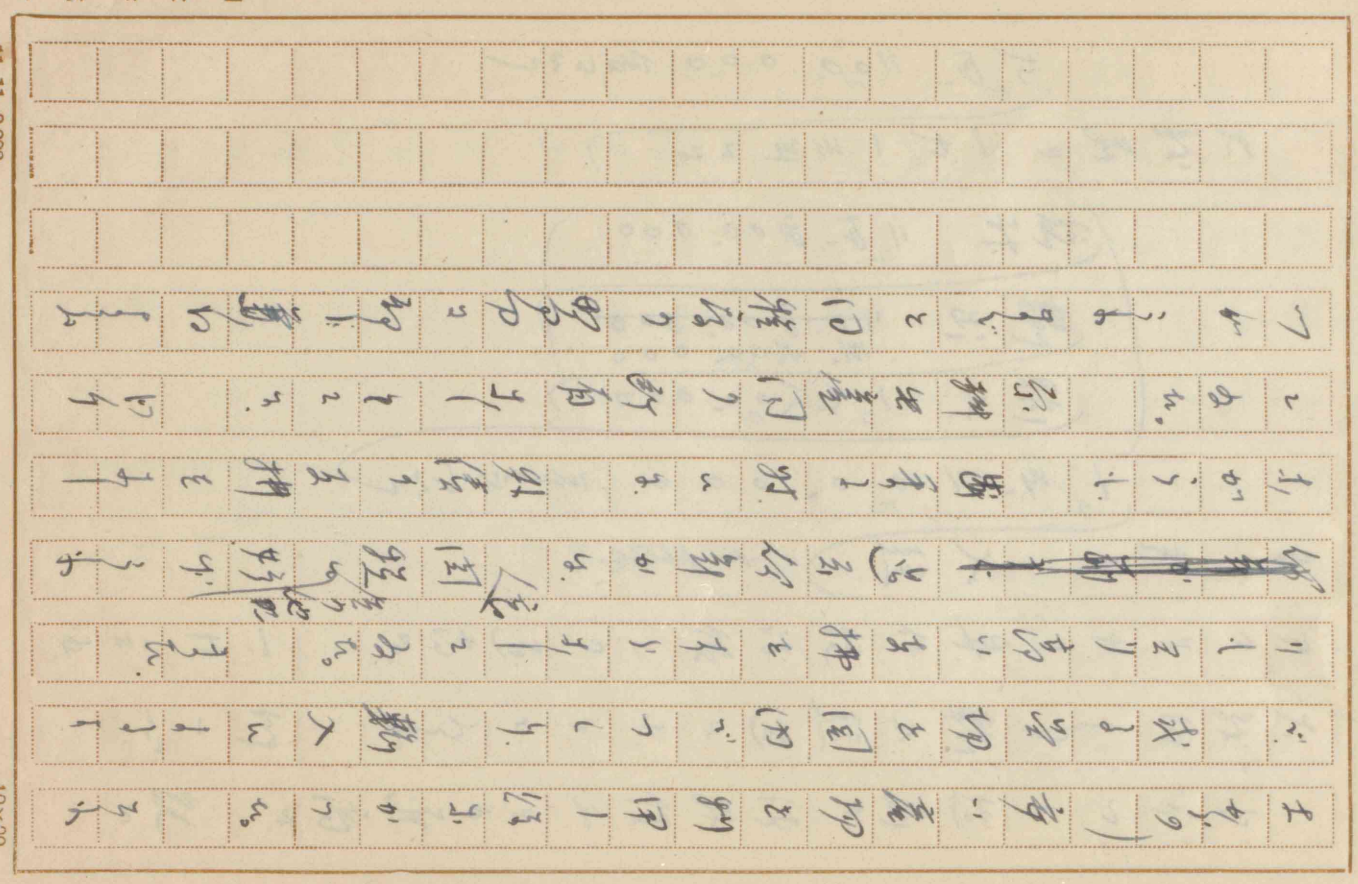

國政研究會
11·11·2000
10×20

[illegible]

[illegible]

[illegible]

輸入　四三、二〇〇、〇〇〇

輸出　五一、〇〇〇、〇〇〇

また、

但独伯は本国の経輸入の半分を強制がしがしとおよいと論じたせいである。

そのうえ重要な事実は反対論なこの二つの論である。

だから

一、主な独伯は

徐々経済的発展の

最初期であった事

No.

國政研究會
11・11・2000
10×20

No. 56

11·11. 2,000　10×20

政研究会

滝

滝の傳者の物き明らか。

相反せの信有の国ク市仰市仰の圧迫を
抑圧する非常大なることの為立一線引い。五十
万が 投資いる物資生産を 但犯民地ゆう軍
出品の生産のためい職を降る事が出来ません。
こ中の物資の非常い貴重なる。 何人とも
な。 一九二九年い於ける 軍備工業い急速
する者の所在一五の万減少ゆる。 軍備
減少いよりる。

ドイツの関る限りの 軍備縮小を
滝

No. 5

11·11. 2·000
10×20

國政研究會

No.

11·11. 2·000
10×20

No. 58

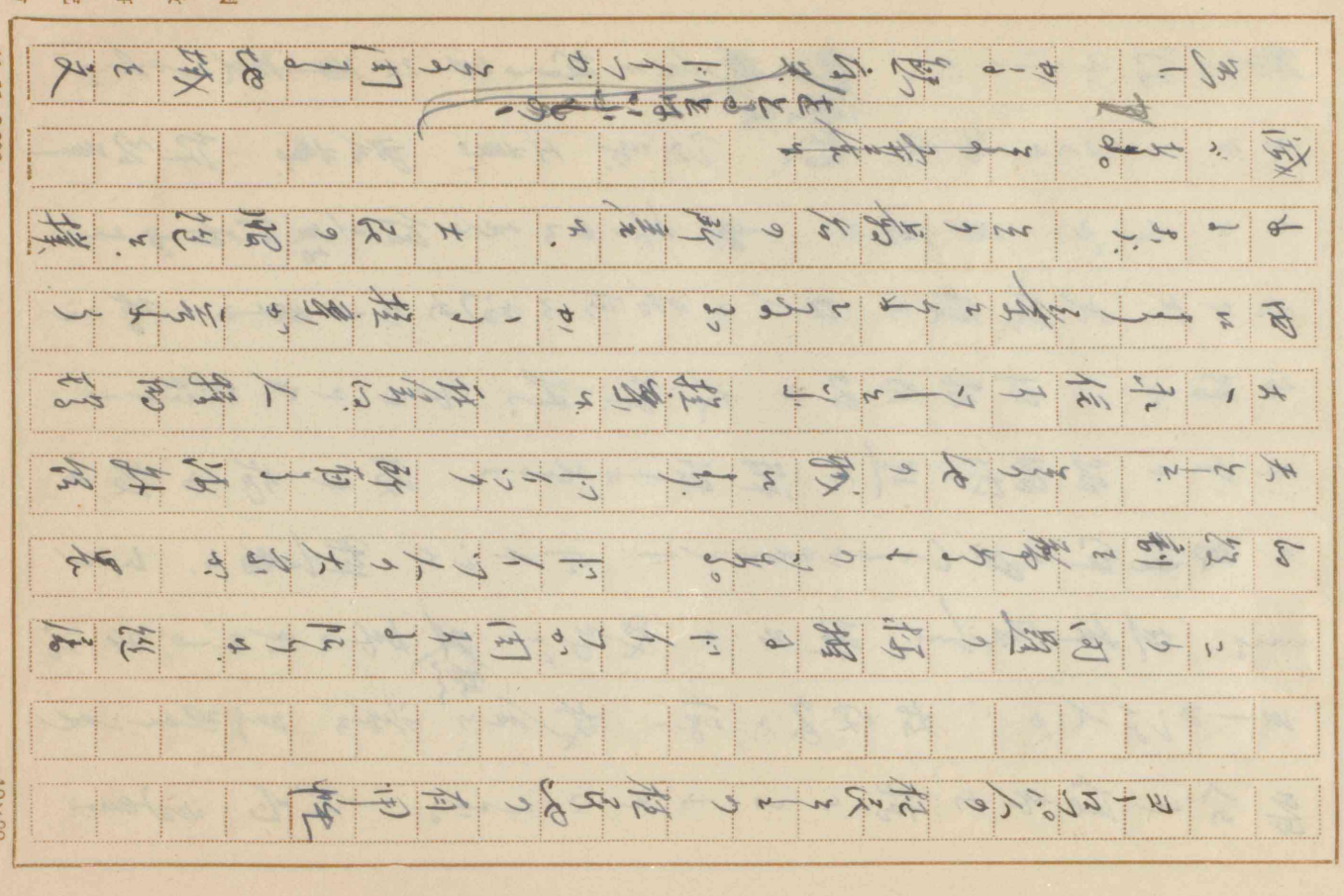

國政研究會
11.11.2.000
10×20

No.

國政研究會
11·11·2,000 ㈱ヨシダ
10×20

No. 下書

[illegible]

No. 四九二

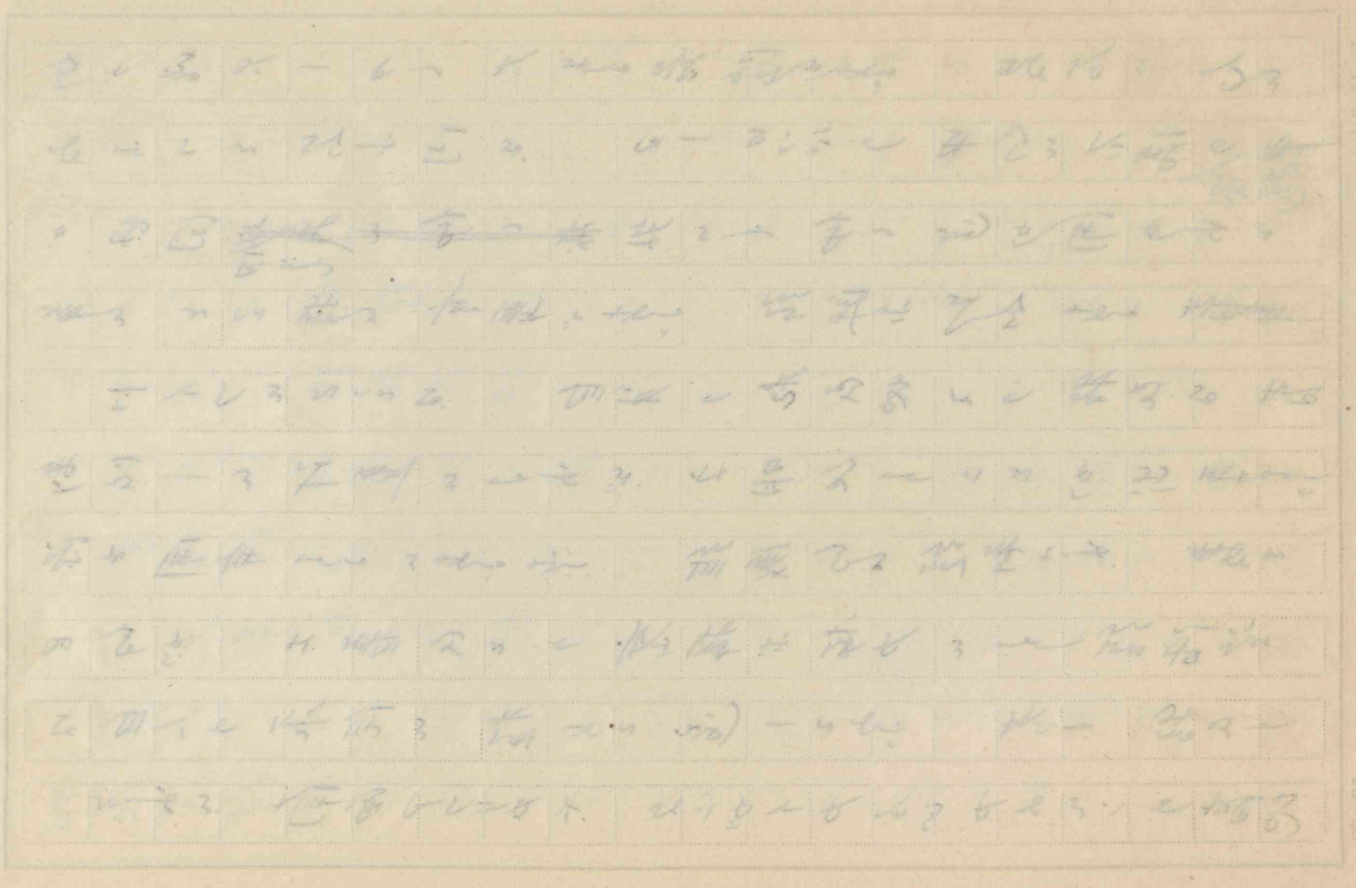

國語研究會
11·11. 2000
10×20

No.

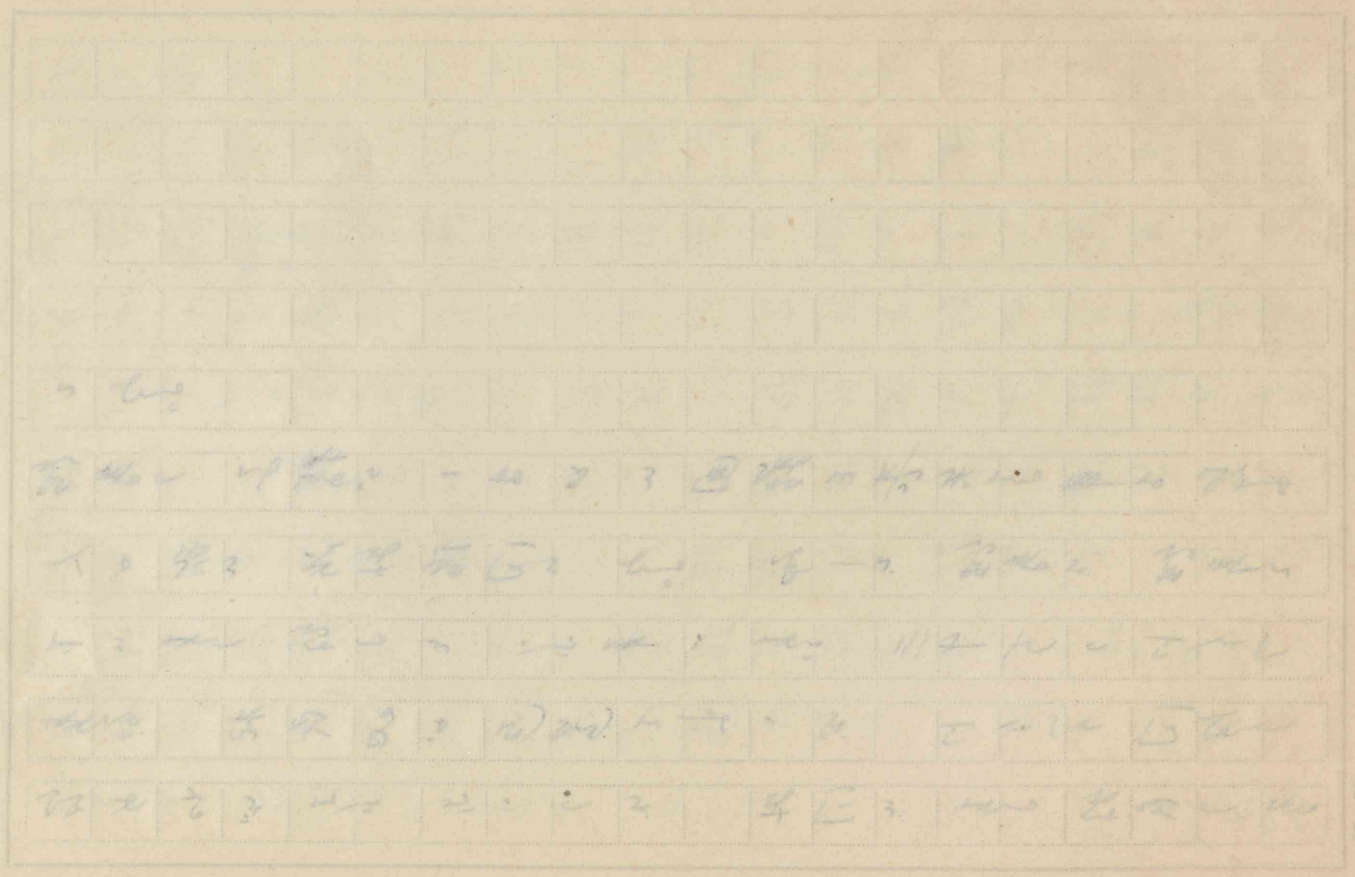

國政研究會
11·11·2000
10×20

No. 764

他の大陸は、極東に於ける一大強国として今既に政治的独立し、ヨーロッパの各国民と経済者として対抗しうる地位にあるが、ヨーロッパの事情は、ヨーロッパの問題なるが故に、ヨーロッパの国民と経済者として対抗しうる地位にあるが

No.

國政研究會
11·11. 2,000
10×20

國政研究會
11·11. 2.000
10×20

11·11·2000
10×20
國政研究會

三、植民地問題の国際的討議

一、ドイツの植民地問題に関する議論

一九三五年まぐは、世界大戦の後ドイツが有つていた一切の植民地問題を世界大戦の後ドイツが有つていた一切の植民地を奪ふ為の口実として、ドイツの植民地を奪ふ為の口実として、自由の平等、人種、宗教、言語、文化、その他の差別を撤廃する為に、国際連盟を通じて、不平等を是正する運動を再開する。

11·11. 2·000

10×20

るの精を尽くしたものとは明かである。

公平なる選擇殺害、

ドイツの植民地を奪ひ取る事

の為めにはまたまたまたまた戦

を宣言するに非らざるか

ドイツに対する報復等

うかどうか疑問である。

ここに数年来ぐうすると

ますます、一方二重軍

四月敗北、アルゼンチンが

ゲルマンは。

相互の利益は大

きい。独立の国際的地位

ドイツの植民地を奪ひ取る

為に用いられる国民

則が終に植民国に適用されよ。ドイツは大国

が、なんれ、ほんとうに再びもど
さねばならぬ。国力の乏しい我国は
対外的に無き状態さ。長つづき持ちようは
ない事が当然である。と述べる。
スノーデンは、ロシヤ対独戦の明
ドイツが敗北の終末する。英
仏、オランダ、イタリーが、大きな犠牲を伴う
る限り、平和的国際機構
は絶対。ドイツの敗北に対する元帥会議

事は イギリスの外交を決定する。 二、軍閥を

軍化政治復活する。

一九三二年は、 二、同盟は スペクテーター紙に

治がよい。 ついムズしイは。

ドイツは復活するを 軍閥を三つ挙げて

一、即席の河はナポレオンの和平を宣言

二、社会的復活的理由から 他の一者は多分

ドイツは社民党を如何とする。

三、第四インターを戦争を排撃せしめる 部隊を

為め 資本主義的地位を高めねばならぬ。

No.

一、ガ三、ニ月九円ノ[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]ニ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

No. 95

[illegible]

國政研究會
11·11·2000
10×20

もつぱら

この以前に於ては、オーストリーは伊土の
如き強国をまつ相手とするも、外交政策の実行
は迅速なり。

書簡をこゝに

コートリンブ男爵の所論

ドイツに於ては、ドイツの国家も時に臨まば
ドイツの要求が正義を公明にして拒絶
されたる結果もしからば如何ぞ
おひを為
すつゝ イタリーの如き
より進んで宣戦する状
態を例造せんと欲す。

二ようす

(但同盟の仕

國政研究會
11·11. 2000
10×20

を迎ふ。

之まで之を指摘し、第一、政府は、生ビニク問題は政治的に、経済的問題と着眼すると、独占ブル資本の一般的不安の原因を以て、国際的に検討するの必要を感じた。

第二、十月三日に、下院に於て二大者の意見を聴取した。

1. 産業問題が、第一を要求し、増大する失業問題が、新しく、と言ふ事を要求する。かゝる法律、英国を、再考

記問題に、集中せしめた。即ち、二ツ

方針は、一ツ解決は、相民党、維化等の経済的の再

問題にあつた。以下、ジョーンズ、彼の発言を考

No.

決つ
下に
ついて
ちゃ
国内
つ
いて
ちゃ
言う
言う
言う

國政研究會 10×20 11·11·2000

No.

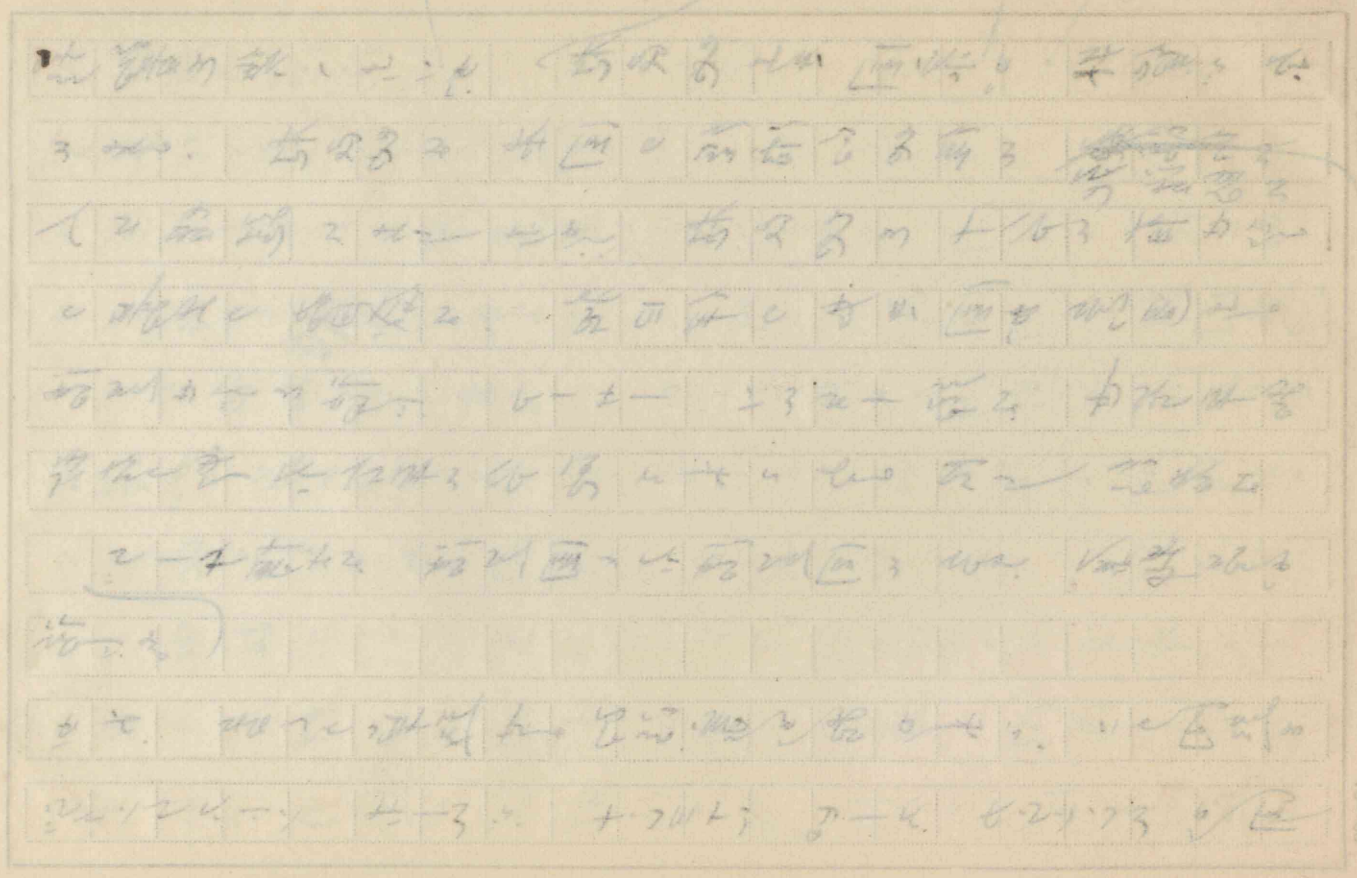

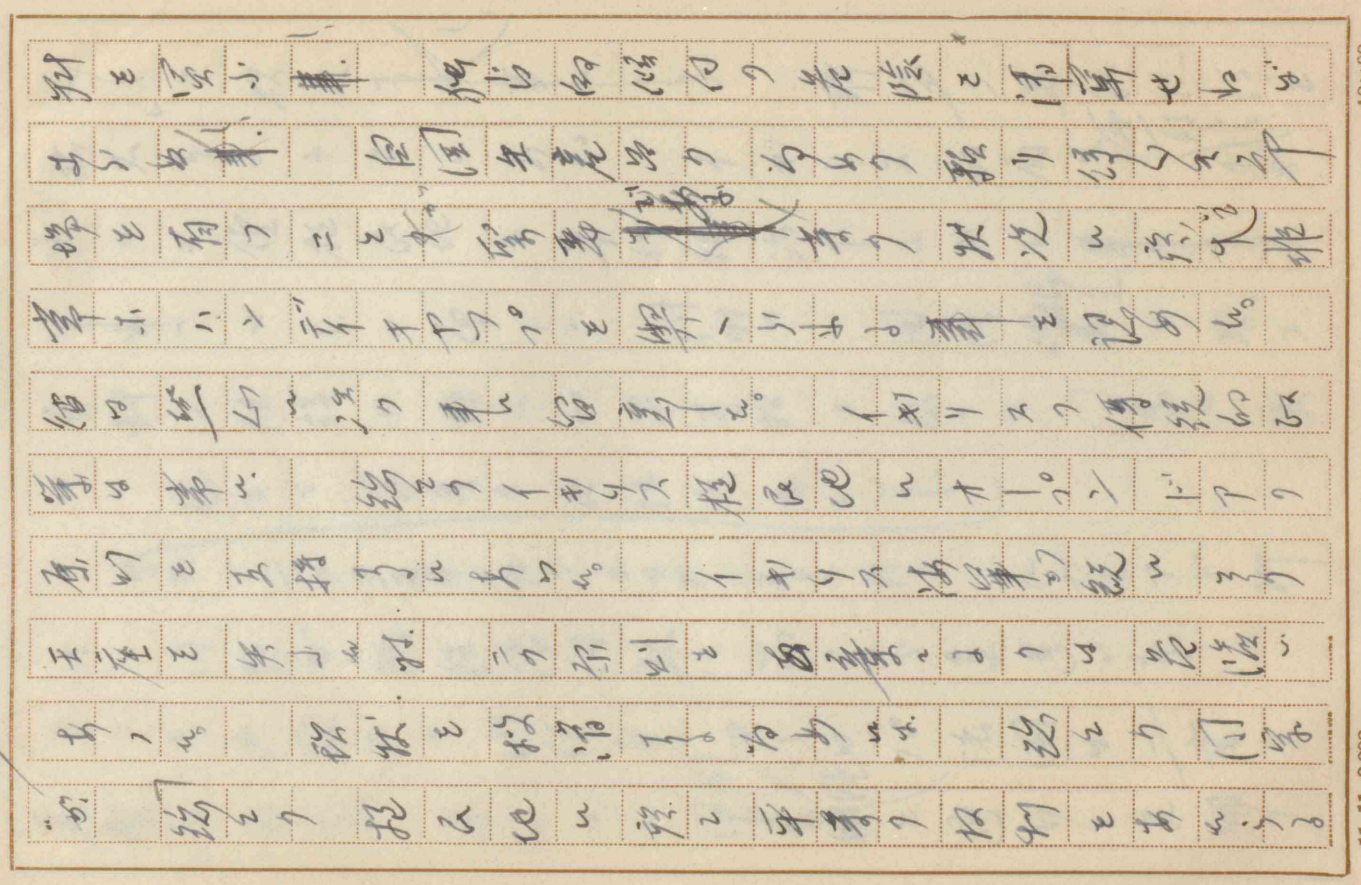

國政研究會 10×20 11·11·2000

つしと称する事しかり。

聯邦の為に経済を拡大することゝいふ。イギリスの自治領化を等化経済下におく事しかり。

第一の目的は、国際連盟を以て事実上の侵略に恒久的平和を維持しようとする国家に関係を結ばしめること。

第二、一九三五年十月のエチオピア…ストに対し、ムガーアド御は、国際連盟が純経済的問題として取扱ったから良かった。

アつり戸起こと国際連盟は二重の義務を有する。第一は、国内法を通じて文明の

程度を引上げる事、即ちそれ経済関係を世界的に他の部分に利用させる事である。これが為南アフリカ以外の無産地域を解放し一部の下層階級の一部の下層階級を解放し全地域を解放する。

そのために二つの明かなる提案がある。

一、不当な国家を基礎とする経済的流通の禁止。

二、アフリカに共同ヨーロッパ統治制度がひかれる。

國政研究會 11·11·2000 10×20

一つ事にまとまる。原料の再分配の問題が解決されずに残るやうな場合。サンエル卿は、原料が他国に対する帝国主義的政策の不安をつくる主要な根拠である。

[illegible]

自由通商の原則の再論、強い如事実判断のうえ[illegible]

そのいまを成就し得ると。かふれん土地貸與、特許

国際レヴィヤサンの範囲制限、領土のアウトリヤーシヤンの禁止

[illegible]

そうの他の利益を[illegible]利人のもの工業国にあたへる。

第一、負しう義務を遵守する事。かーる提案を遵守する事

國政研究會
11. 11. 2.000
10×20

國政研究會 11·11·2000 10×20

No.

國政研究會

10×20

No.

國政研究會
11·11·20JJ
10×20

No.

No. 8283

経済と政治と

経済と政治とは、
相互に密接な関係を有する。
経済と政治との関係は、
一般的に言へば、
二つの現象の間に明かに
一致点のあることは、
疑ふ余地のないところである。
然るに、
特殊の関係を
示すものとして、
次の二点を挙げる。
第二に、
資本主義社会に於ける
政治の明かな
二つの事実は、
次の通りである。

No.

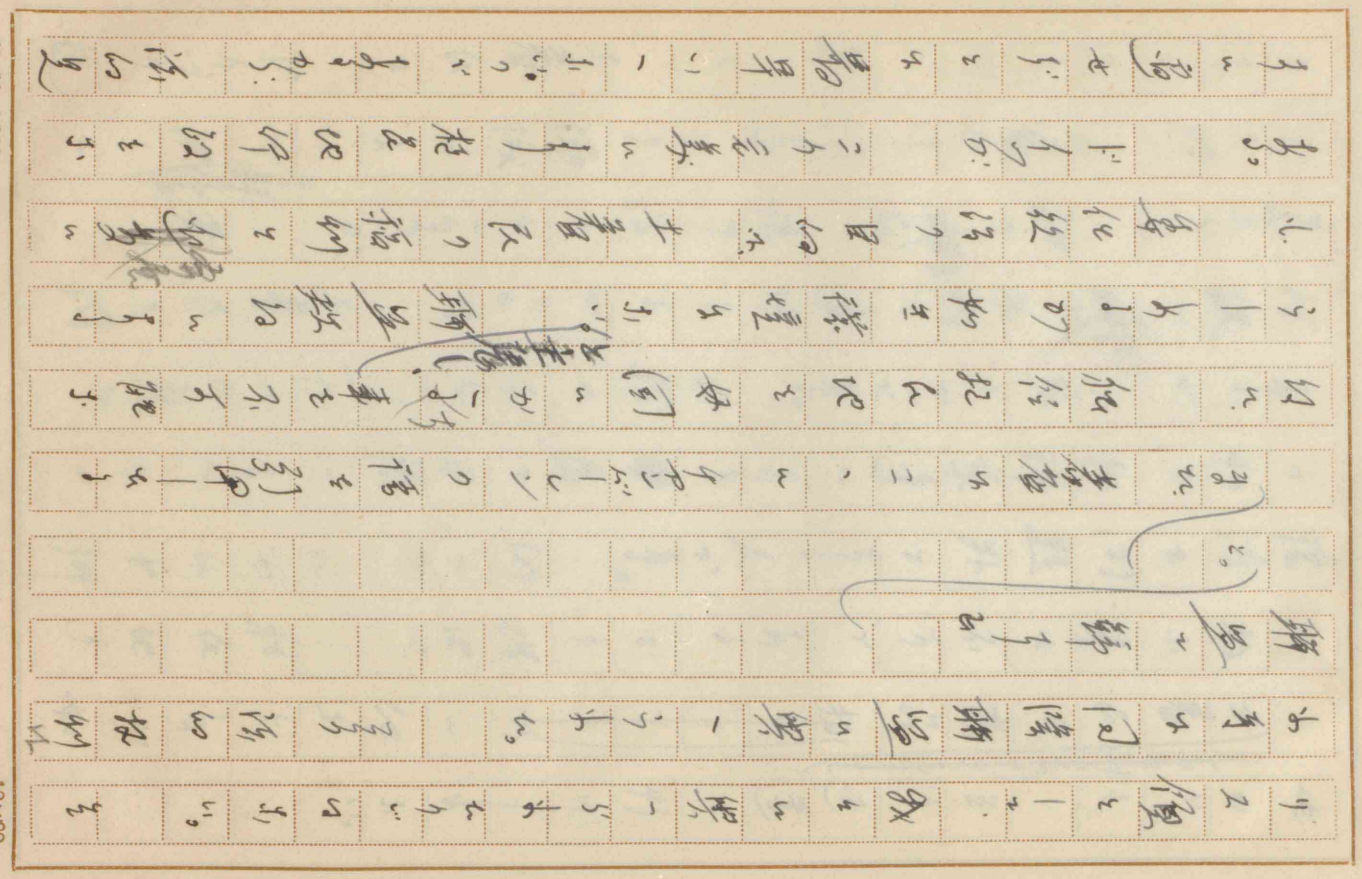

國政研究會
11.11.2.000
10×20

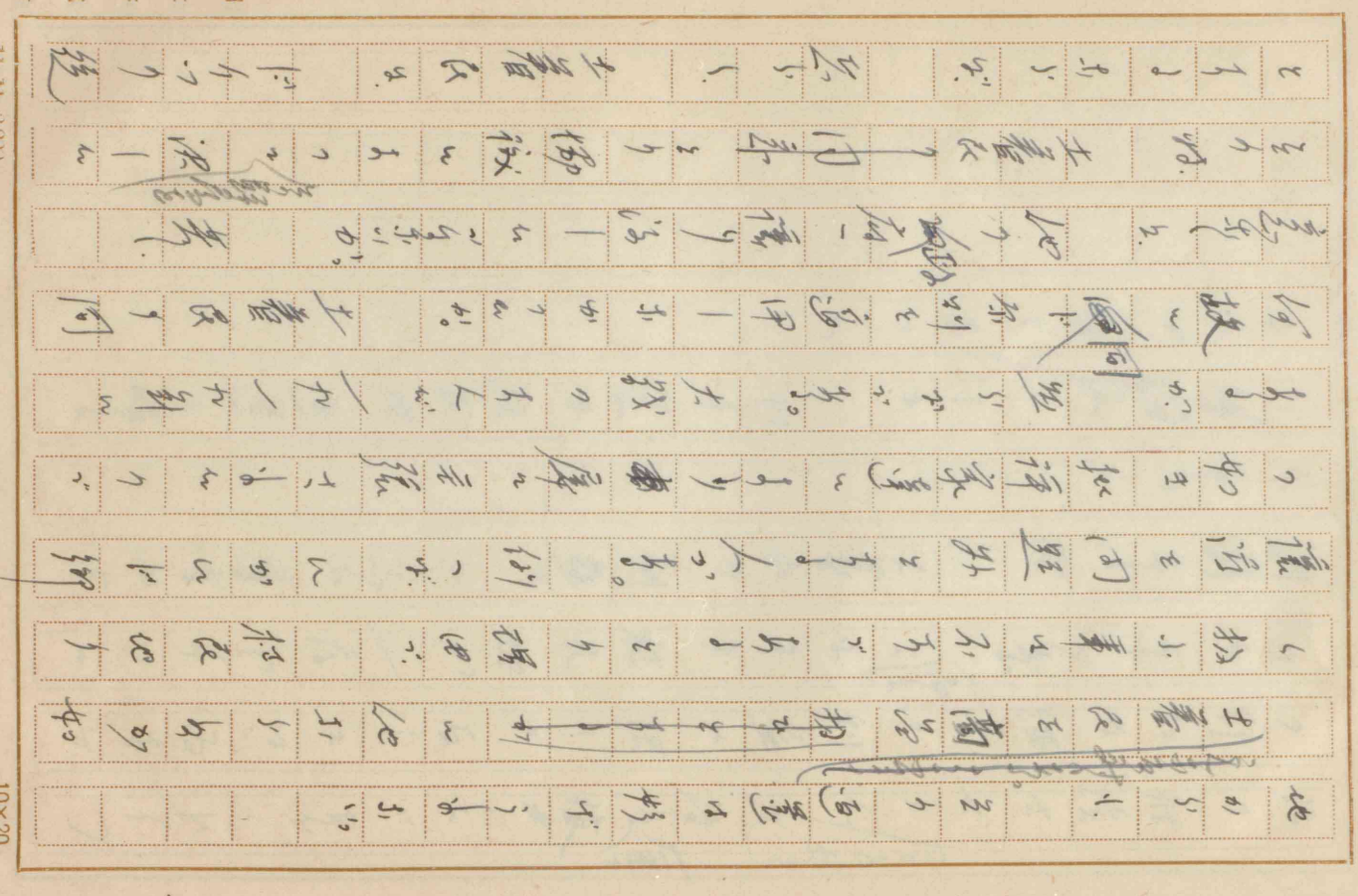

國政研究會
11·11·2000
10×20

治の維持させらんが為に拔擢されたるが、下行つて
の新しい經濟的利益に決して反しては為すが
つたから、命令に反して民心が下行つて
再辭する。土着民の利益は入れず尊重せら
れる。
外国人に下行つて民心迎合を唱へ
る人が多くなつた。

11·11·2000

10×20

No.

國政研究會 11·11·2000 10×20

國政班究會
11·11·2000
10×20

國政研究會
11·11·2000
10×20

附錄第一

世界の面積と人口

	面積千平方粁	%	人口千人	%
英帝國とエヂプト	三五、五九七	二七	五一、六一二	二五
フランス	一二、五四〇	九	八六、一一〇	四
オランダ	二、〇八〇	二	六九、二五八	三
米國	九、六八二	七	一四〇、六三二	七
サヴイエット	二一、二七四	一六	一六八、〇〇〇	八
その他	五一、七六六	三九	一、〇六九、〇四〇	五三
(イ)ベルギー	二、四六九	一、九	二一、二八三	一、一
(ロ)ポルトガル	二、一八七	一、六	一五、五一九	〇、八
(ハ)スペイン	八三七	〇、六	二五、〇〇五	一、三
	一三二、九四〇	一〇〇	二、〇四四、六五一	一〇〇

101

附錄 二

	方哩	總人口	ヨーロッパ人	ドイツ人
獨領東アフリカ	三八四、〇〇〇	七、七五〇、〇〇〇	五、三〇〇	四、一〇〇
獨領南西アフリカ	三二二、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	一四八〇〇	一二、三〇〇
カメルン	三〇五、〇〇〇	三、八五〇、〇〇〇	一、八七一	一、六五〇
トーゴー	三四、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三七〇	三二〇
アフリカ合計	一、〇四五、〇〇〇	一二、八六〇、〇〇〇	二二、三四一	一八、三七〇
ニューギネア及ビスマルク、アルチペラゴ	九三、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	九七〇	七五〇
マーシャル、マリアナ、カロリン	一、〇〇〇		四六〇	二六〇
サモア	一、〇〇〇	四〇、〇〇〇	五五〇	三三〇
諸州	二〇〇	一九〇、〇〇〇	四五〇	四三〇
總計	一、一四〇、〇〇〇	一三、六九〇、〇〇〇	二八、八二一	二四、〇一〇

國政研究會

世界の原料生産分布

	總量	パーセンテージ					
例 1 — 1933							
例 2 — 1933							
例 3 — 1934							
例 4 — 1934-35							
鐵 (1)	4,222,[illegible]	2.8%	0.5	0.2	13.8	[illegible]	[illegible]
銅 (1)	4,5[illegible]	2.4%	1.0	0.4	10.3	1.1	[illegible]
亜鉛 (3)	1,0[illegible]	[illegible]	1.8	[illegible]	2.0	欠	[illegible]
鉛 (3)	1,1[illegible]	[illegible]	4.2	3.0	1.4	欠	[illegible]
錫 (1)	2,2[illegible]	[illegible]	1.4	欠	0.4	3.2	[illegible]
ボーキサイト (1)	1,2[illegible]	3.4	0.4	2.0	3.4	[illegible]	[illegible]
石炭 (2)	1,830	4.8	3.0	欠	0.5	[illegible]	[illegible]
石油 (1)	2,[illegible]	2.8%	欠	欠	3.4	[illegible]	[illegible]
金 (3)	1,1[illegible]	3.4	1.0	1.4	0.8	1.1	[illegible]
銀 (1)	0,0[illegible]	[illegible]	0.4	1.4	0.4	[illegible]	[illegible]
硫黄 (3)	1,1[illegible]	[illegible]	欠	0.4	0.4	欠	[illegible]
燐酸塩 (3)	1,0[illegible]	[illegible]	1.0	0.4	0.4	欠	[illegible]
塩 (1)	2,[illegible]	[illegible]	0.4	0.4	0.4	欠	[illegible]
綿 (1)	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
羊毛 (1)	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
生ゴム (1)	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
木材 (1)	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

No. 102

世界の原料生産分布

	總量		パーセンテージ					
			英帝國エヂプト	仝 佛	仝 和	仝 米	サヴイエト	其の他
小麥 (1)	1,312	百万×百瓩	23.4	9.1	0.3	10.9	21.2	35.1
大麥 (2)	379	〃	14.6	10.3	0.3	6.9	17.8	50.1
玉蜀黍 (1)	1,100	〃	5.9	1.4	1.4	55.0	4.3	32.0
大豆 (1)	67,570	千×百	零	零	2.7	4.7	1.5	91.1
植物油 (1)	13,550		20.6	12.4	9.7	零	零	57.3
コーヒー (3)	24,980		2.1	0.9	4.4	1.2	零	91.4
ココア (3)	5,800		55.0	12.4	0.3	0.2	零	32.1
椰子 (1)	16,260		25.0	2.3	34.6	34.9	零	3.9
落花生 (1)	60,700		62.8	14.1	3.8	6.8	零	12.5
亜麻仁 (2)	36,000		5.6	0.5	0.1	3.7	21.7	65.7
綿花 (4)	51,000		24.4	0.2	零	49.2	7.1	19.1
羊毛 (1)	1,659	千メートルトン	50.9	3.5	0.1	12.3	3.8	29.4
黄麻 (1)	14,605	千×百瓩	99.5	零	零	零	零	0.5
ゴム (2)	1,031	千メートルトン	58.0	1.9	37.2	零	〃	2.9
石炭 (2)	1,100	百万メートルトン	25.4	4.5	1.2	34.4	8.5	26.0
褐炭 (2)	178		3.7	0.6	0.1	零	零	95.6
石油 (2)	206		1.8	零	2.9	59.8	11.7	28.0
鉄鉱 (2)	116		10.0	29.0	0.0	22.1	18.8	20.1
銅 (1)	1,050	千メートルトン	29.8	零	零	16.8	3.0	50.4
ニッケル (1)	45		94.3	零	零	0.2	2.2	3.3
錫鉱 (2)	122		43.1	1.0	16.4	零	零	39.5
鉛 (1)	1,180		44.5	0.7	零	21.2	1.1	32.5
亜鉛 (2)	1,185		34.8	0.6	零	29.8	1.7	33.1
クローム鉱 (1)	409		33.5	零	零	16.8	27.5	35.8
硫黄 (1)	2,830		48	3.0	零	3.9	零	88.3
マンガン鉱 (1)	1,751		30.4	0.4	0.6	2.2	59.3	7.1
黄鉄鉱 (1)	6,592		41	2.9	零	4.4	3.6	85.0
鉄礬土 (2)	1,137		3.9	46.5	9.2	14.1	零	26.3
苛性カリ (2)	1,910		0.2	19.8	零	6.9	零	73.1
金 (1)	794		64.7	1.0	0.4	10.3	11.1	12.5
銀 (1)	5,667		18.5	0.2	0.5	12.8	〃	68.0

註
1 — 1933
2 — 1934
3 — 1933-34
4 — 1934-35

こう表は昨年十月三十六日ニエリニスト御に表べあり

こよび足主。英帝国は他の国家者は国家辞

ちり。世界の産物をまり多くて産ーこと。

ココア。落花生。羊毛。蔗糖。ゴム。ニッケルは世界産額

五〇%以上

マンガン鉱。ボクサイト。亜鉛鉱。錫鉱の三〇%以上

小麦。粗綿。コプラ。綿花。石炭。銅の二〇%以上

鉛の二〇%位

附録四

ドイツの輸入

（千ライヒスマルク）

	一九三五年	一九三四年	一九三三年
一、獣類	四五、一五六	三三、三三一	三〇、八三九
二、食料及び野菜	九九五、九三六	一、〇、六六八七三	六〇八、二八四
三、原料及び半製品	二、五五二、七八二	二、六〇〇、三四六	二四二〇、四九五
四、製品	五六四、八二一	七五〇、四八六	六六九、九九四
	四、一五八、六九五	四、四五一、〇三六	四、二〇三、六一二

105

No.

附錄五

アフリカに於けるヨッロッパ諸領

一、英帝國		
植民地及び保護領	一六三三、〇〇〇	方哩
スーダン	一〇〇八、〇〇〇	
南阿聯邦	四七二、〇〇〇	
委任統治領		
カメルン	三四、〇〇〇	
トーゴー（西部）	一三、〇〇〇	
ナンガンイカ	三六三、〇〇〇	
南西アフリカ	三二二、〇〇〇	
總計	三、八四五、〇〇〇	

11. 11. 2.000 10×20

106

No.

二、フランス	
植民地	四〇一七〇〇〇
委任統治領	
カメルン	一六六〇〇〇
トーゴー（東部）	二〇〇〇〇
總計	四二〇三〇〇〇
三、ベルギー	
植民地	九二一〇〇〇
委任統治領（ルアンデ・ウランデイ）	二一〇〇〇
總計	九四二〇〇〇
四、イタリー（エチオピア領）	八四五〇〇〇
五、ポルトガル	八一一〇〇〇
六、スペイン	一一六〇〇〇

國政研究會
11·11. 2·000
10×20

No.

附図一、

アフリカ舊独領分割圖

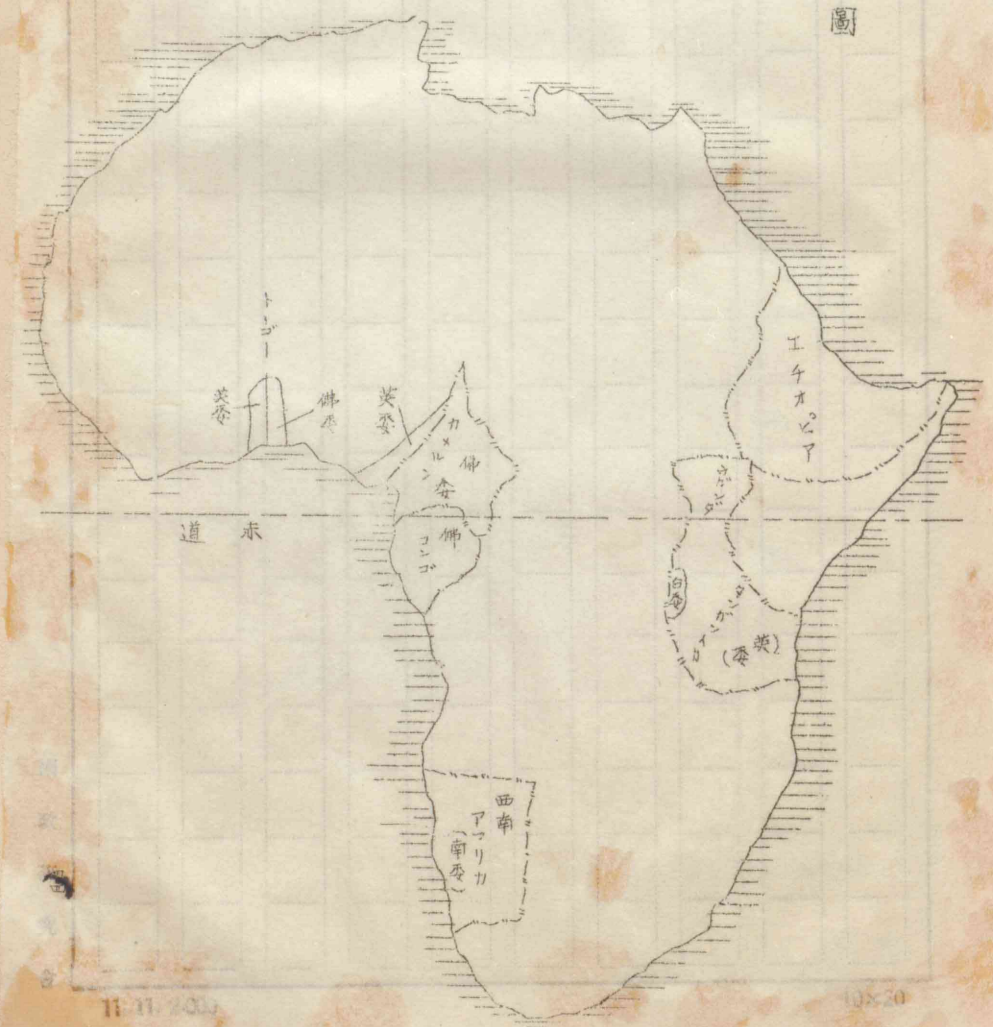

附図一、アフリカ諸独

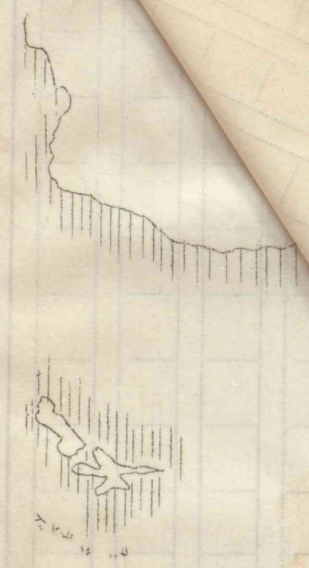

図二、亜洲諸分割

11·11. 2·000
10×20

群馬県立図書館
0707150-9